

〔資料 5〕 制度改善事業関係資料

新制度への円滑な切替えのための説明会
議 事 次 第

証拠金の移管（清算機関に預託すべき額）について

日 時 平成 17 年 4 月 7 日（木） 午後 2 時
場 所 東京穀物商品取引所 2 階会議室
テ ー マ 証拠金等の円滑な移管について

〔配付資料〕

- 資料 1. 証拠金の移管（清算機関に預託すべき額）について
資料 2. 新制度への移管について（イメージ図）
資料 3. 預託金の移管に関する契約書について
資料 4. LG 制度について
資料 5. 日本商品委託者保護基金との契約について
資料 6. 充用有価証券の換価処分について
資料 7. 分離保管調書について

以 上

1. 基本的な考え方

(1) 現行制度

委託本証拠金（委託本証拠金基準額）10 万円で、10 万円の預託を受けた場合

① 当初預託額（値洗が発生しない場合を仮定）

受託業務保証金流動部分	5 万円
取引本証拠金	1 万円（本証の 10% を想定）
分離保管等の措置額	4 万円

② 値洗益 2 万円が発生した場合

受託業務保証金流動部分	5 万円
取引本証拠金	1 万円（本証の 10% を想定）
分離保管等の措置額	6 万円（4+2）

③ 差引損益（+3 万円）の場合

受託業務保証金流動部分	5 万円
分離保管等の措置額	8 万円

(2) 新制度

取引本証拠金（取引本証拠金基準額）10 万円で、10 万円の預託を受けた場合

① 当初預託額（値洗が発生しない場合を仮定）

取引証拠金	10 万円
内訳 取引本証拠金維持額	5 万円
取引本証拠金値洗充当可能額	5 万円

② 値洗益 2 万円が発生した場合

取引証拠金	12 万円
内訳 取引本証拠金維持額	5 万円
取引本証拠金値洗充当可能額	7 万円

③ 差引損益（+3 万円）の場合

取引証拠金	13 万円
内訳 余剰証拠金	13 万円

(3) 証拠金の移管について

上記のように、通常、取引所への預託金に分離保管等の措置額などを加算した額を取引証拠金として清算機関に預託することになる。

2. 注意が必要なケース

前提：・委託者A他9名（全10名）

委託本証拠金（委託本証拠金基準額）10万円で、現金で10万円の預託をし、値洗損が8万円発生している場合（追証の預託なし）

・委託者B他9名（全10名）

委託本証拠金（委託本証拠金基準額）10万円で、現金で10万円の預託をし、値洗益が8万円発生している場合

→上記委託者計20名の委託者債権額（委託者に係る純負債）

$$(10-8) \times 10 \text{人} + (10+8) \times 10 \text{人} = 200 \text{万円}$$

(1) 現行制度

受託業務保証金 80万円（想定）

取引証拠金 20万円（1万円（本証の10%）×20枚）

分離保管 100万円

(2) 新制度

取引証拠金 230万円

$$= (\text{維持額 } 5 \text{万円} \times 20 \text{枚}) + (\text{値洗充当可能額 } (5+8) \text{万円} \times 10 \text{枚})$$

→ この場合、JCCH のシステムで証拠金計算結果として通知される額は100万円ですが、これはあくまでも維持額（5万円×20枚）です。上記の通り、このケースでは230万円を預託しなければなりません。

3. 直接預託と差換預託

前提：取引本証拠金10万円の商品について現金10万円を預託している委託者Aと、甲有価証券（充用価格10万円、時価14.8万円）を預託している委託者Bが同一の取引を行い、それぞれ4万円の値洗損が発生した場合

↓

①委託者A、Bとも直接預託の場合

現金6万円（10-4）と甲有価証券をJCCHに預託することが必要です。（委託者Bに係る値洗損4万円は立て替える必要があります。）

②委託者A、Bとも差換預託の場合

（充用価格12万円（（10-4）×2）以上、且つ、時価16.8万円（12+（14.8-10））以上をJCCHに預託することが必要となります。この場合、JCCHへの証拠金申告額は12万円、預入額が16.8万円となります。）

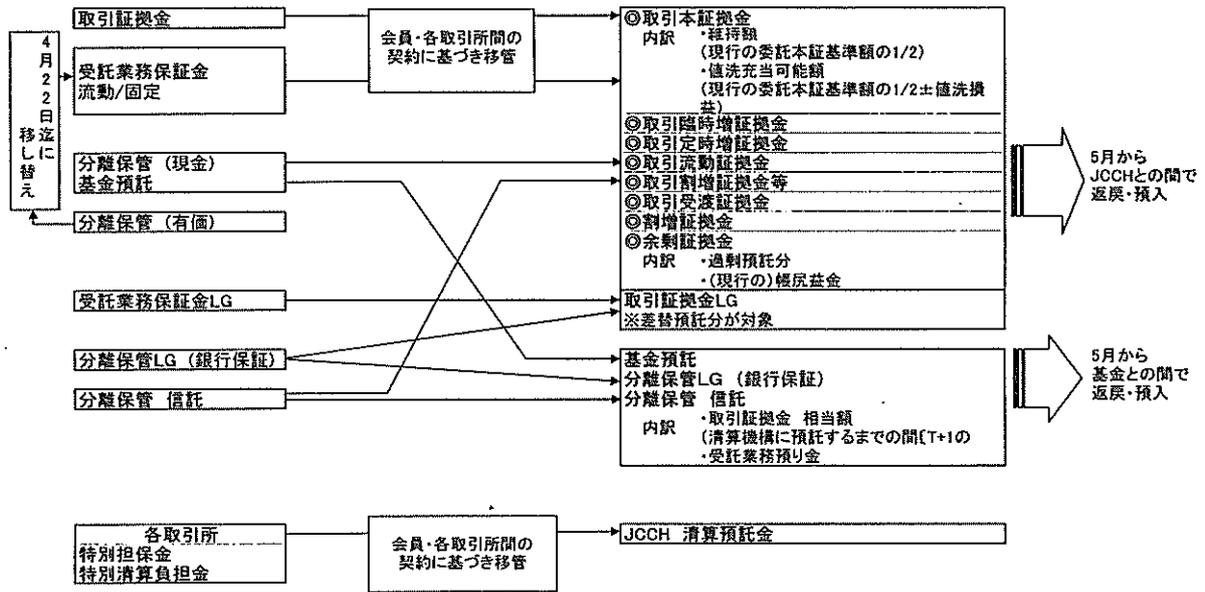
例えば、

ア. 現金2万円以上と甲有価証券をJCCHに預託することが必要です。（充用価格12万円、時価16.8万円）

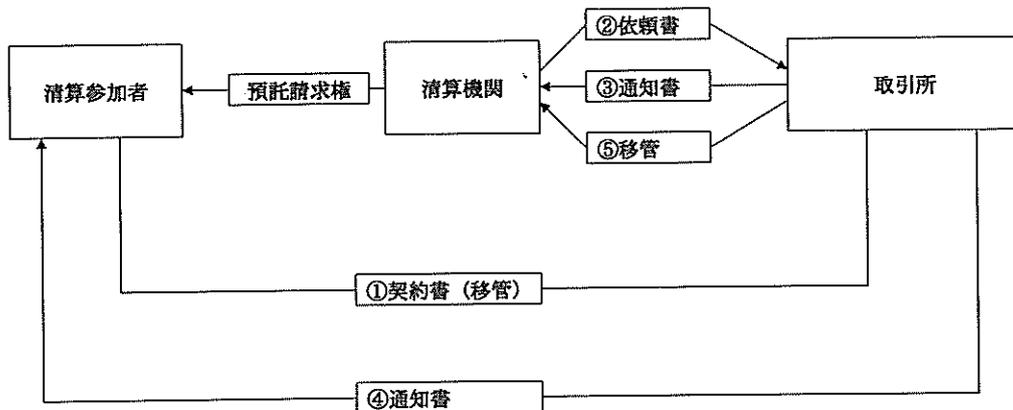
イ. 現金16.8万円（12+（14.8-10））以上をJCCHに預託することが必要です。

ウ. 取引証拠金LG16.8万円以上の契約額があると、預託の猶予を受けることができます。

→委託者から差換預託に係る同意書の提出を受けることにより、差換預託が可能となります。差換預託の特長としては①取引証拠金についてLG契約を結ぶことができると及び②現金で預託を受けた委託証拠金を有価証券、現金及びLGで、有価証券で預託を受けた委託証拠金を現金、有価証券及びLGで取引証拠金としてJCCHへ預託（LGは預託猶予）することができることです。



預託金移管に関する契約書の締結



「預託金の移管に関する契約書」の
記載にあたっての注意事項

提出期限 4月18日（月）

提出部数 加入取引所宛に各2通
この内1通には貴社負担による収入印紙200円を貼付
して下さい。

提出先 各取引所経理部宛

〇〇〇〇 取引所を甲、甲の会員 を乙、株式会社
日本商品清算機構を丙として、乙が甲に預託している後記預託金目録記載の預託金（以下「預託
金」という。）を、乙が甲から返還を受けて丙に対し丙所定の預託金として預託するのに代えて、
甲から直接丙に移管するための措置について甲、乙は次のとおり契約する。

- 第1条 1. 乙は甲に対し、乙が平成17年5月1日現在甲のすべての商品市場におけるすべての
取引について甲に預託している取引証拠金及び受託業務保証金並びに受渡保証金を乙
に返還することなく、甲から直接丙に移管することを委任し、甲はこれを受任した。
2. 乙は甲に対し、乙が平成17年5月1日現在甲のすべての商品市場におけるすべての
取引について甲に預託している特別担保金及び特別清算負担金を乙に返還することな
く、甲から直接丙に移管することを委任し、甲はこれを受任した。
3. 預託金のうち金銭の移管は、甲が平成17年5月2日丙の甲に対する依頼書によって
指定する銀行預金口座に振込み送金する方法により行うものとする。
4. 預託金のうち充用有価証券の移管は、甲が平成17年5月2日丙の甲に対する依頼書
によって指定する有価証券保管・振替代行者（以下「株式会社だいこう証券ビジネス」
という。）の口座振替決済の方法によって、甲口座から丙口座に振替えることにより行
うものとする。
5. 前2項の送金及び有価証券の移送に係る費用は甲の負担とし、株式会社だいこう証券
ビジネスにおける入庫に係る費用は乙の負担とする。
- 第2条 前条の送金及び口座振替決済の完了により、預託金は甲から乙に返還されたものとする。
- 第3条 甲は、乙と本契約を締結したときは、丙に対し、本契約の写しを通知するものとする。
- 第4条 甲は乙、丙に対し、移管にかかる預託金の明細を書面によって通知するものとする。
- 第5条 1. 甲、乙は第1条第1項の委任を解除することができない。
2. 乙は預託金の返還請求権を第三者に譲渡し又は担保に供することができない。
3. 乙は預託金の移管を妨げる一切の事態を発生させないものとする。

預託金目録

1. 取引証拠金 2. 受託業務保証金 3. 受渡保証金 4. 特別担保金・特別清算負担
金

上記のとおり契約したので本書2通を作成し、甲、乙各1通を保管する。

平成17年 月 日

住 所
甲 名 称
代表者氏名 印

住 所
乙 商 号
代表者氏名 印

平成 17 年 4 月 4 日
株式会社日本商品清算機構

平成 17 年 4 月 日

特別担保金及び特別清算負担金の移管に関する通知書について

弊社から清算資格の取得申請者に対し、清算資格を付与する上での承認の要件として、弊社業務方法書第 6 条及び第 8 条により、清算資格を取得すべき期日の前日までに清算預託金の預託を履行することを規定しております。

実際には、清算預託金の預託が履行されるのは平成 17 年 5 月 2 日になりますが、それ以前に弊社から取得申請者に対して清算資格の承認を行うべく、指定市場開設者との間で預託金の移管に関する契約を締結し、この旨を弊社に通知していただくことにより、弊社に対して清算預託金の預託を履行しているものとみなすこととしております。

つきましては、別添の様式による特別担保金及び特別清算負担金の移管に関する通知書を、契約を締結した指定市場開設者に印をつけた上で平成 17 年 4 月 22 日までに弊社までご提出下さい。

株式会社 日本商品清算機構
代表取締役 南 學 政 明 殿

商号又は名称
所在地
代表者の役職名・氏名

特別担保金及び特別清算負担金の移管に関する通知書

当社が指定市場開設者（商品取引所）に預託している特別担保金及び特別清算負担金を貴社の清算預託金に移管する旨の契約を下記指定市場開設者と締結したのでこの旨通知します。

提出先・お問い合わせ先：株式会社 日本商品清算機構 業務部
住 所 : 〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 3-8-1TT2 ビル 7 階
電 話 番 号 : 03-5847-7521

以上

記

	指定市場開設者
	東京穀物商品取引所
	関西商品取引所
	福岡商品取引所
	横浜商品取引所
	中部商品取引所
	東京工業品取引所
	大阪商品取引所

※該当する取引所に○印をつけて下さい。

以上

新旧 LG 制度の比較

受託業務保証金 LG のスキーム	取引証拠金 LG のスキーム
<p>受託業務保証金は、1 ヶ月固定の金額</p> <p>特定の算式により、預り委託証拠金の前月の平均額を算出し、翌月 1 ヶ月間当該額を預託させる仕組み（補償基金加入者にあつては、当該必要額を 1/2 に減免）</p> <p>例</p> <p>受託業務保証金預託必要額 1 億円</p> <p>契約預託金額（LG 額） 3 千万円</p> <p>受託業務保証金預託額 8 千万円</p> <p>この場合、取引所指示額は、2 千万円となる。</p> <p>取引所指示額が契約預託金額を超えることはない。</p>	<p>差換預託により、委託に係る取引証拠金を預託する場合に、LG 契約額相当する額の預託を猶予する仕組み。</p> <p>預託する額は、1 ヶ月固定でなく、日々変動する。</p> <p>例</p> <p>委託に係る取引証拠金として預託すべき額 1 億円</p> <p>契約預託金額（LG 額） 3 千万円</p> <p>取引証拠金預託額 7 千万円</p> <p>この場合の機構指示額は、取引証拠金として預託すべき額及び LG 額以外の取引証拠金預託額が日々変動するため、日を特定して指示することとなる。ただし、その指示額が 3 千万円を超えることはない。</p>

平成17年4月4日

取引証拠金預託の委託に係る契約について

株式会社 日本商品清算機構

農林水産大臣、経済産業大臣及び当社提出分3セット

- 「取引証拠金の預託の委託に係る契約の締結に係る届出書(別紙4)」
- 取引証拠金の預託の委託に係る契約書の写し
- 金融機関の代表取締役印が押印された証明書並びに当該代表取締役印の印鑑証明書
- 「取引証拠金の預託の委託に係る契約に関する状況報告書(別紙5)」

1. 契約の対象

(1) 取引証拠金預託の委託に係る契約の概要

商品取引所法第179条第7項において準用する法第103条第7項(別添資料参照)の規定に基づく契約を締結することが可能

委託証拠金の預託を受け、当社に取引証拠金として差換預託する場合において、契約書に定める契約預託金額について、預託が猶予される。

(2) 従前の受託業務保証金の預託委託契約に比べ変更となった部分

- 大臣の承認制 大臣の承認を得た場合に限り契約を締結することが可能
- 変更・解約 大臣及び当社の承認を得た場合に限り可能

(3) 通常の手続(契約の変更、解約の場合も同様のスケジュール)

毎月1日 承認申請の提出
大臣の承認
契約の締結
同月25日頃 契約書の写し等の届出
翌月1日 契約預託金額の猶予措置適用

2. 契約の締結に関する経過的取扱いについて

改正法では、施行前において標記契約の締結に係る主務大臣の承認を行う旨が規定されていないことから、次の特例的な扱いをする。

(1) 5月1日の特例措置のながれ

- 4月11日 取引証拠金預託の委託契約締結の意向がある者及び当該契約締結の意向は無いものの現在受託業務保証金の預託委託契約を締結している者については、当社あてに別添の「受託業務保証金並びに取引証拠金に関する預託の委託に係る契約に関する調書」を提出
- 4月25日 当社に申請書類提出
- ① 「取引証拠金の預託の委託に係る契約の締結に関する承認申請書(別紙3)」並びに契約書の押印をしていないもの
農林水産大臣・経済産業大臣提出分として必要部数
 - ② 契約の締結に関する届出書及び必要書類として

- 覚書 銀行から当社あて提出の要

5月1日又は2日 主務大臣の承認。同日付の取引証拠金の預託額から預託の猶予措置を適用

3. 受託業務保証金の契約期間が5/1以降となっているものの取扱い

受託業務保証金の契約期間が5/1以降となっている社にあっては、4月末まで効力を有するようにすること。

4. 別紙様式等をワード文書で希望する者

4/6までに「sendonly@icch.co.jp」宛てに送信希望先メールアドレスを記入して送信して下さい。

平成 年 月 日

資料 5

平成 17 年 4 月 7 日

株式会社 日本商品清算機構 御中

商品取引員名
代表者名

Ⓜ

委託者資産の保全に係る
日本商品委託者保護基金との諸契約

「受託業務保証金並びに取引証拠金に関する預託の委託に係る契約に関する調書」

1. 提出日現在における受託業務保証金預託の委託契約の締結状況

契約先金融機関	契約期間	個別又はプールの別(個別の場合は、対象となる取引所名を明記)	契約預託金額 (円)	4月月初における受託業務保証金必 要額 (プールの場合は、 その総額) (円)	預託残予額 (円)
		個別 ・ プール (取引所名)			
		個別 ・ プール (取引所名)			
		個別 ・ プール (取引所名)			
		個別 ・ プール (取引所名)			

2. 新法施行に向けて取引証拠金預託の委託契約締結の意向

契約先金融機関	契約期間	契約預託金額

1. 分離保管弁済契約

委託者資産保全措置の方法を選択性にした分離保管弁済に係る基本契約。

2. 指定信託契約

委託者保護基金を信託管理人の一人とし、委託者を受益者とする信託機関との契約。

3. 基金分離預託契約

補償基金で行われている協会預託が移行するもの。日本商品清算機構のシステムに乗ることで、有価証券の預託の受入れも可能となる。なお、当該有価証券は、委託者が差換預託の同意をもって、預託した適格有価証券に限られる。

4. 銀行等保証委託契約

現行の銀行保証。保証金融機関との間で保全対象財産相当額の支払保証委託契約。

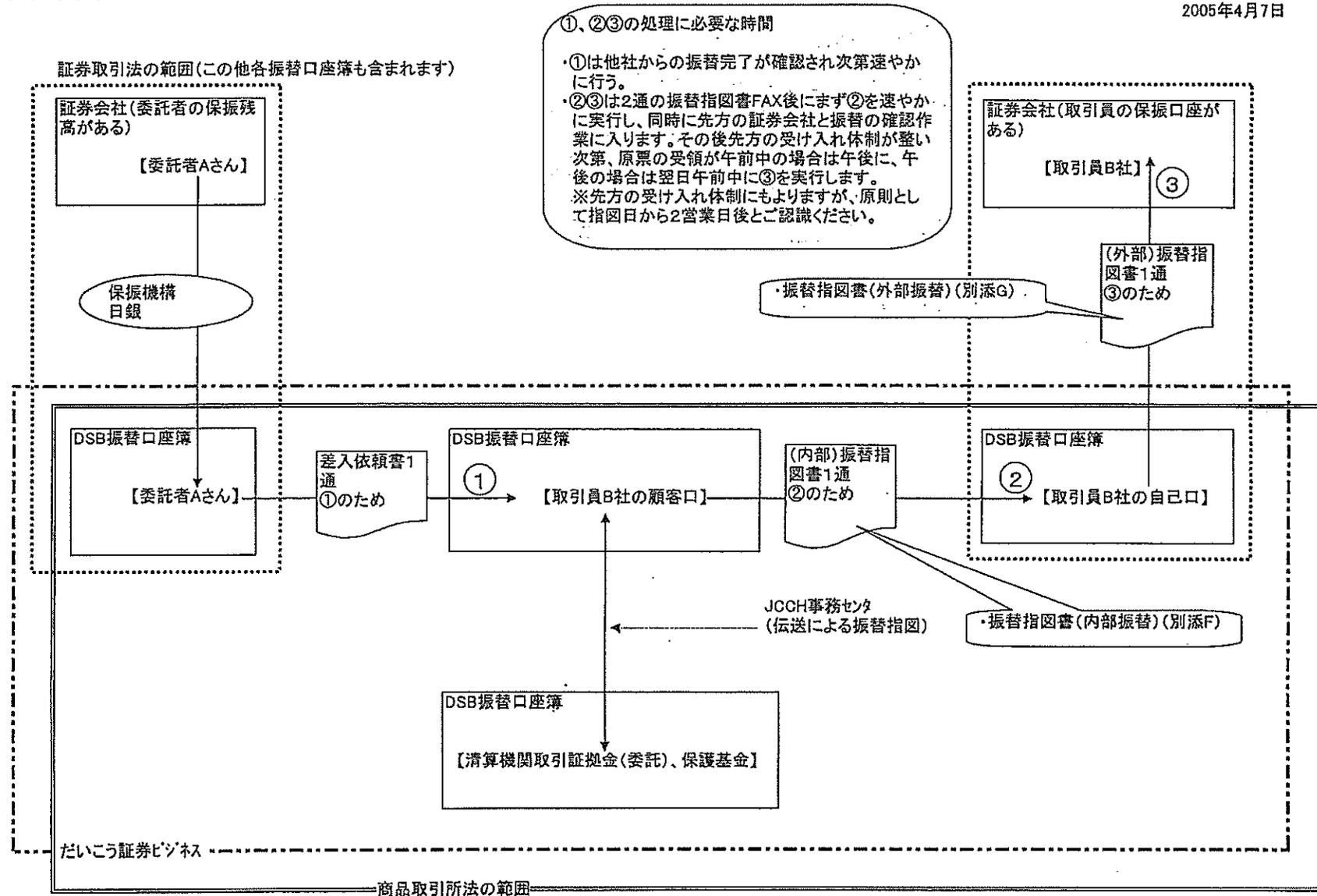
5. 基金代位弁済委託契約 (いわゆる「基金保証」)

代位弁済限度額を限度に委託者保護基金が委託者に支払う契約。25%の担保(金銭又は有価証券)を設定する。

以上

充用有価証券の換価処分について

2005年4月7日



資料6

平成17年4月7日

分離保管等に関する調書（施行規則様式第16号）の修正案について

分離保管等に関する調書について、以下の理由により修正を行う予定です。修正案については別紙をご参照ください。

＜改正理由＞

新取引証拠金制度により、差引損益金は預り証拠金に加減されることとなりましたが、有価証券を証拠金として受け入れている場合において、差引損金が発生した場合は、直接預託であるか差換預託であるかにかかわらず、当該差引損金を預り証拠金から減ずることができず、委託者未収金として処理することとなります。

直接預託の場合は、取引証拠金の全部又は一部が充用有価証券等により預託された場合であって、差引損金が生じたときは現金による預託額を超えて当該損金を減じてはならない旨が取引証拠金等に関する規則第7条第2項に規定される予定です。差換預託の場合には、同様のケースであっても差引損金を減じた額を清算機構への預託申告額とすることができるため、有価証券を証拠金として受け入れている場合において、差引損金が発生した場合は、直接預託と差換預託では清算機構への預託申告額が異なります。直接預託の場合において、委託者未収金がある場合であっても、清算機構への預託申告額は預り証拠金の額となりますが、委託者が返還請求権を有する額はそこから委託者が商品取引員に対して負担する先物取引に係る債務のうち未履行部分（委託者未収金）を控除した額となります（取引証拠金等に関する規則第20条第1項第1号に規定される予定）。なお、保全対象財産を算出するにあたり、委託者資産から控除する取引証拠金は委託者が返還請求権を有するものに限る旨が省令第97条第1項に規定されています。

従って、分離保管等に関する調書を記載するにあたり、直接預託の場合には、差引損金（委託者未収金）のうち有担保の部分を清算機関に預託された証拠金の額から控除しなければ、過大な額を委託者資産から控除することとなり、正しい保全対象財産を算出することができません。

本年2月に施行規則を改正したと同時に改正した分離保管等に関する調書においては、商品取引員が値洗損を立て替えた場合に発生する立替額を清算機関に預託された証拠金の額から控除することとしていましたが、直接預託の場合は、それに加えて差引損金（委託者未収金）のうち有担保部分も控除することができるように、分離保管等に関する調書を修正する必要があると考えている次第です。

以上

分 離 保 管 等 に 関 す る 調 書 改 正 案

商号
所在地
代表者の役職名・氏名

印

1 委託者資産保全措置の状況

（単位：円）

項目	帳簿価額	時価	充用額格
1. 委託者に係る負債 (1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)+(7)+(8)+(9)+(10)			
(1) 預り証拠金（取引証拠金）			
現金			
有価証券（倉荷証券を含む。）			
(2) 預り証拠金（委託証拠金）			
現金			
有価証券（倉荷証券を含む。）			
(3) 預り証拠金（取次証拠金）			
現金			
有価証券（倉荷証券を含む。）			
(4) 預り証拠金（清算取次証拠金）			
現金			
有価証券（倉荷証券を含む。）			
(5) オプション料預り金			
(6) その他商品取引受託業務に係る預り金			
現金			
有価証券（倉荷証券を含む。）			
(7) 委託者差金（差）			
(8) 委託者未払金			
(9) 受渡しに係る負債			
現金			
倉荷証券			
(10) 商品取引所又は商品取引清算機関への未払委託者差金			
2. 委託者に係る資産 (4. の証拠金の額を除く。) (11)-(12)+(13)-(14)+(15)+(16)			
(11) 委託者差金（損）			
(12) うち無担保（▲）			
(13) 委託者未収金			
(14) うち無担保（▲）			
(15) 委託者返払金			
(16) 商品取引所又は商品取引清算機関からの未収委託者差金			
3. 委託者に係る負債（1.）から委託者に係る資産（2.）を控除した額			
4. 商品取引所又は商品取引清算機関等に預託された証拠金の額 (A)+(B)+(C)			
(A) 取引証拠金（直接預託） ①+②-③-④			
①現金			
②有価証券（倉荷証券を含む。）			
③立替額（▲）			
④委託者未収金（無担保を除く。）（▲）			
(B) 取引証拠金（差換預託） ④+⑤+⑥-⑦-⑧+⑨+⑩-⑪			
⑤現金			
⑥有価証券（倉荷証券を含む。）			
⑦預託料予額			
⑧立替額（▲）			
(C) 委託証拠金 ⑨+⑩-⑪-⑫+⑬-⑭			
⑨現金			
⑩有価証券（倉荷証券を含む。）			
⑪立替額（▲）			
5. 保全対象財産 (3. - 4.)			
6. 委託者資産保全措置額 (17)+(18)+(19)+(20)			
(17) 信託契約額			
(18) 委託者保護基金への預託額			
現金			
有価証券（倉荷証券を含む。）			
(19) 保証委託契約額			
支払保証限度額			
(20) 代位弁済委託契約額			
代位弁済限度額			
7. 委託者資産保全措置率 (6. / 5.)			
8. 委託者資産保全措置過不足（▲）額 (6. - 5.)			

〔資料5-(1)-②〕

分離保管調書等説明会・新制度に係る相談会 次第

西部地区：平成17年4月18日（月）午後1時 大阪桐杏学園

中部地区：平成17年4月19日（火）午前9時 中部商品取引所

東部地区：平成17年4月20日（水）午後2時 エンパイヤビル会議室

1. 分離保管調書等に係る説明・質疑応答
2. 新制度に係る相談会（質疑応答）

〔配付資料〕

資料1. 分離保管等に関する調書の記載要領

資料2. 取引事例

資料3. 法定帳簿等記載事例

委託者総合管理表（2枚）

委託者別資産管理・保全台帳（1枚）

分離保管等に関する調書（1枚）

資料4. 準則関係資料

受託契約準則（案）の説明会後の主な変更箇所について

（参考1）新たな追証拠金制度に係る受託契約準則上の規定について

（参考2）追証拠金に係る事例

参考 受託契約準則の改正の概要

以 上

分離保管等に関する調書の記載要領 及び委託者別資産管理・保全台帳 について

平成17年4月18日・19日・20日

農林水産省総合食料局商品取引監理官
経済産業省商務情報政策局商務課

I 分離保管等に関する調書の修正箇所

1. 「4. 商品取引所又は商品取引清算機関等に預託された証拠金の額」の各証拠金の欄に新たな内訳項目を追加した。

<追加した理由>

新証拠金制度においては、差引損益は預り証拠金に加減されることとなっているが、証拠金として有価証券の預託を受けた場合には、預り証拠金から減じることができないため、委託者未収金として処理することとなる。保全対象財産の算定において、清算機関に預託された証拠金の額は委託者資産から控除することとなっているが、そのうち委託者未収金に充当されうる額については委託者が返還請求権を有しないため、控除してはならない。証拠金の額を委託者が返還請求権を有する額にするために新たに控除項目として委託者未収金充当控除額を設けることとしたもの。

2. 充用価格欄の削除

<削除した理由>

帳簿価額欄と記載内容がほぼ同じであるため、事務負荷軽減を考慮し、当該欄を削除した。

Ⅱ 委託者別資産管理・保全台帳の修正事項

<追加した記載事項>

商品取引清算機関等に預託された証拠金の額の内訳に新たに委託者未収金充当控除額(時価ベース)を記載することとした。

<追加した理由>

分離保管等に関する調書作成にあたって新たに記載すべき項目を追加したが、その金額は現在規定している記載事項では把握することができないため、当該項目を記載事項として追加することとした。

Ⅲ 委託者に係る負債

<時価欄>

- 現金の項目は月計残高試算表から転記する。
- 委託者別資産管理・保全台帳(以下保全台帳と略す。)上は現金と有価証券の合計額の欄しかないため、分離保管等調書の有価証券(倉荷証券を含む。)欄については、現金の額を月計残高試算表で把握し、有価証券の欄は保全台帳上の各項目の金額から現金の額を差し引いて算出する。

<帳簿価額欄>

- 月計残高試算表から金額を転記する。

IV 委託者に係る資産

<時価欄>

- ▶ 保全台帳から転記する。

<帳簿価額欄>

- ▶ 月計残高試算表から金額を転記する。

V 商品取引清算機関等に預託された 証拠金の額 ①

- ▶ 直接預託の委託者に係る証拠金は、(A)取引証拠金(直接預託)に記載する。
- ▶ 差換預託の委託者に係る証拠金は、(B)取引証拠金(差換預託)に記載する。
- ▶ 取次者が受託会員に対して差し入れている委託証拠金は、(C)委託証拠金に記載する。

V 商品取引清算機関等に預託された 証拠金の額 ②

<時価欄>

(A) 取引証拠金(直接預託)

- ①から④のすべての項目について、保全台帳の取引証拠金の合計欄から転記する。

(B) 取引証拠金(差換預託)

- ⑧及び⑨については、保全台帳の委託証拠金の合計欄から転記する。
- ⑦預託猶予額については、保全台帳の差換預託の場合の合計額の内訳に記載している預託猶予額(時価ベース)を転記する。
- 取引証拠金の額は委託者が返還請求権を有する額に限定されるため、(B)取引証拠金(差換預託)の額は、保全台帳の商品取引清算機関等に預託された証拠金の額の内訳に記載している差換有りの場合の委託証拠金の合計欄(時価ベース)と一致させる。

V 商品取引清算機関等に預託された 証拠金の額 ③

➤ 委託者差金(損)充当控除額

現金による直接預託及び差換預託の場合にあつては、取引証拠金所要額を維持するために商品取引員が清算機関等に預託する証拠金を立て替えた額

有価証券による直接預託の場合にあつては、値洗損金通算額(預り証拠金の額を上限とする。)及び取引証拠金所要額のうち、商品取引員が立て替えた額

➤ 委託者未収金充当控除額

調書作成日において清算機関等に預託されている証拠金のうち、委託者未収金に充当されうる額

<帳簿価額欄>

(A) 取引証拠金(直接預託)については月計残高試算表から転記する。

(B) 取引証拠金(差換預託)については内訳は記載せず、合計額欄に保全台帳の委託証拠金の合計欄の充価ベースの額を転記する。

VI 委託者資産保全措置額

➤ 信託契約額

帳簿価額欄及び時価欄ともに月計残高試算表から転記する。

➤ 委託者保護基金への預託額

調書作成日において実際に基金に預託している額を記載する。

金額は預り有価証券差入明細帳にて把握する。

なお、基金への預託額となるのは基金分離預託のみであり、基金代位弁済委託契約の担保として基金に預託している金銭及び有価証券については、委託者保護基金への預託額欄に記載できない。

➤ 保証委託契約額

金融機関等と締結している契約金額を記載する。

➤ 代位弁済委託契約額

委託者保護基金と締結している契約金額を記載する。

取引事例

(単位:百万円)

直接預託	清算機構	会員	取引内容
委託者 A		預り証拠金 7	4月8日:取引証拠金として現金7百万円の差入を受けた。

直接預託	清算機構	会員	取引内容
委託者 B		預り証拠金 10	4月8日:取引証拠金として充価7百万円、時価10百万円の有価証券の差入を受けた。

直接預託	清算機構	会員	取引内容
委託者 C	取引証拠金 12	差入保証金 12 預り証拠金 10 未収差金 1 値洗益 3	4月6日:取引証拠金として充価7百万円、時価10百万円の有価証券の差入を受けた。 4月7日:取引本証拠金基準額5百万円の取引を行い、値洗益2百万円が発生した。 4月8日:本日帳入差金1百万円が発生し、値洗損益金通算額は3百万円となった。

直接預託	清算機構	会員	取引内容
委託者 D	取引証拠金 5	差入保証金 5 預り証拠金 7 値洗損 3 未払差金 1	4月6日:取引証拠金として現金7百万円の差入を受けた。 4月7日:取引本証拠金基準額5百万円の取引を行い、値洗損2百万円が発生したため、預託申告額を5百万円に減額した。 4月8日:清算機関から返戻を受けた証拠金2百万円を値洗損の支払いに充当した。本日帳入差金▲1百万円が発生し、値洗損益金通算額は▲3百万円となり、未払差金1百万円を計上した。取引追証拠金3百万円が発生した。証拠金不足額1百万円となった。

直接預託	清算機構	会員	取引内容
委託者 E	取引証拠金 10	差入保証金 10 預り証拠金 10 値洗損 3 未払差金 1	4月6日:取引証拠金として充価7百万円、時価10百万円の有価証券の差入を受けた。 4月7日:取引本証拠金基準額5百万円の取引を行い、値洗損2百万円が発生した。 4月8日:有価証券の直接預託であるため、値洗損は取引員が立て替えた。本日帳入差金▲1百万円が発生し、値洗損益金通算額は▲3百万円となり、取引追証拠金3百万円が必要となった。

直接預託	清算機構	会員	取引内容
委託者 F	取引証拠金 10	差入保証金 10 預り証拠金 10 未収金 3 預り金 5	4月6日:取引証拠金として充価7百万円、時価10百万円の有価証券の差入を受けた。また、預り金として有価証券充価3.5百万円、時価5百万円の預託を受けた。その後取引本証拠金基準額5百万円の取引を行い、値洗損2百万円が発生した。 4月7日:建玉を決済し、委託者未収金3百万円が発生した。 4月8日:取引はない。

直接預託	清算機構	会員	取引内容
委託者 G	取引証拠金 10	差入保証金 10 預り証拠金 10 未収金 5 預り金 2	4月6日:取引証拠金として充価7百万円、時価10百万円の有価証券の差入を受けた。また、預り金として有価証券充価1.4百万円、時価2百万円の預託を受けた。その後取引本証拠金基準額5百万円の取引を行い、値洗損5百万円が発生した。 4月7日:建玉を決済し、委託者未収金5百万円が発生した。 4月8日:取引はない。

直接預託	清算機構	会員	取引内容
委託者 H	取引証拠金 10	差入保証金 10 預り証拠金 10 未収金 11	4月6日:取引証拠金として充価7百万円、時価10百万円の有価証券の差入れを受けた。 4月7日:取引本証拠金基準額7百万円の取引を行い、値洗損1.1百万円が発生した。 4月8日:建玉をすべて決済し、差引損金11百万円が発生した。

直接預託	清算機構	会員		取引内容
委託者 I	取引証拠金 10	差入保証金 10	預り証拠金 10	
		値洗損 1		
		未収金 2		
<p>4月6日:取引証拠金として充価7百万円、時価10百万円の有価証券の差入を受けた。 4月7日:取引本証拠金基準額7百万円の取引を行い、値洗損3百万円となった。 4月8日:一部の建玉を決済し、委託者未収金2百万円が発生した。4月8日現在の値洗損は1百万円となった。</p>				

差換預託	清算機構	会員		取引内容
委託者 J	取引証拠金 8	差入保証金 8	預り証拠金 10	
		値洗損 2		
<p>4月6日:委託証拠金として充価7百万円、時価10百万円の有価証券の預託を受けた。 4月7日:取引本証拠金基準額5百万円の取引を行い、値洗損2百万円が発生したため、預託申告額を充価5百万円、時価8百万円に減額した。 4月8日:清算機関から返戻を受けた証拠金2百万円を値洗損の支払いに充当した。本日帳入差金はなく、値洗損益金通算額は▲2百万円で前日と変わらなかった。</p>				

差換預託	清算機構	会員		取引内容
委託者 K	取引証拠金 7	差入保証金 7	預り証拠金 10	
		未収金 2		
		値洗損 1		
<p>4月6日:委託証拠金として充価7百万円、時価10百万円の有価証券の預託を受けた。 4月7日:取引本証拠金基準額5百万円の取引を行い、値洗損2百万円となり追証証拠金3百万円が発生した。 4月8日:建玉の一部を決済し、委託者未収金2百万円が発生した。残りの建玉に係る値洗損は1百万円であった。なお、追証証拠金の額は1百万円となった。</p>				

差換預託	清算機構	会員		取引内容
委託者 L	取引証拠金 5	差入保証金 5	預り証拠金 10	
		値洗損 6		
<p>4月6日:委託証拠金として現金10百万円の預託を受けた。 4月7日:取引本証拠金基準額10百万円の取引を行った結果、値洗損金通算額が6百万円となり、追証が発生した。 4月8日に入金の手配であったが、入金されず、維持レベルを保つための1百万円は立て替えた。4月8日は値洗損益に変動はなかった。</p>				

← うち、1は立替額

差換預託	清算機構	会員		取引内容
委託者 M	取引証拠金 5	差入保証金 5	預り証拠金 10	
		未収金 11	未払差金 6	
<p>4月6日:委託証拠金として充価7百万円、時価10百万円の有価証券の預託を受けた。 4月7日:取引本証拠金基準額7百万円の取引を行い、値洗損5百万円となり、追証が発生した。 4月8日:追証が入らず、値洗損が拡大したため、建玉を手仕舞い委託者未収金11百万円が発生した。本日約定値段と前日の帳入値段との差額は6百万円であり、未払差金に計上した。預り証拠金があるため差引損を相殺できなかった。</p>				

□ 清算機構に預託されている証拠金のうち委託者が返還請求権を有する部分

□ 清算機構に預託されている証拠金のうち取次者が返還請求権を有する部分

■ 保全対象財産

【委託者総合管理表】

年 4 月 7 日

委託者名 商品取引所名 上場商品又は 上場商品指数 の種類	値洗 損益金 通算額	無担保 値洗 損金 通算額	差換の有 無 又は 預託猶予 の別	預り証拠金額			委託者 未入金 (上段) 委託者 未収金 (下段)	無担保 委託者 未収金	取引本 証拠金 基準額	取引証拠金預託必要額					預り 証拠金 余剰額 (上段) 不足 請求額 (下段)	取引本証 拠金 維持額	値洗充当 可能額	預託 申告額	余剰証拠金 ⑬	立替額 ⑭
				現金	有価証券及び 倉荷証券	合計				本証拠金	定時増 証拠金 (上段) 臨時増 証拠金 (下段)	受渡 証拠金 (上段) プレミアム 証拠金 (下段)	追証拠金	合計						
				充価 時価	充価 時価	充価 時価				⑨	⑩	⑪	⑫	⑬=(⑨)+(⑩) +(⑪)+(⑫)						
①	②			③	④	⑤=③+④	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	
A																				
B																				
C	2,000,000	0	差換無		7,000,000	7,000,000	0	0	5,000,000	5,000,000				5,000,000	2,000,000	2,500,000	4,500,000	9,000,000	2,000,000	0
D	-2,000,000	0	差換無	7,000,000	7,000,000	7,000,000	0	0	5,000,000	5,000,000				5,000,000	2,000,000	2,500,000	500,000	5,000,000	2,000,000	0
E	-2,000,000	0	差換無	7,000,000	7,000,000	7,000,000	0	0	5,000,000	5,000,000				5,000,000	2,000,000	2,500,000	2,500,000	7,000,000	2,000,000	2,000,000
F			差換無	7,000,000	7,000,000	7,000,000	0	0							4,000,000			7,000,000	7,000,000	
G			差換無	7,000,000	7,000,000	7,000,000	0	0							2,000,000			7,000,000	7,000,000	
H	-11,000,000	0	差換無	7,000,000	7,000,000	7,000,000	0	0	7,000,000	7,000,000		11,000,000	18,000,000	0	3,500,000	3,500,000	7,000,000	0	11,000,000	
I	-3,000,000	0	差換無	7,000,000	7,000,000	7,000,000	0	0	7,000,000	7,000,000			7,000,000	0	3,500,000	3,500,000	7,000,000	0	3,000,000	
J	-2,000,000	0	差換有	7,000,000	7,000,000	7,000,000	0	0	5,000,000	5,000,000			5,000,000	2,000,000	2,500,000	500,000	5,000,000	2,000,000	0	
K	-3,000,000	0	差換有	7,000,000	7,000,000	7,000,000	0	0	5,000,000	5,000,000		3,000,000	8,000,000	0	2,500,000	0	4,000,000	1,500,000	0	
L	-6,000,000	0	差換有	10,000,000	10,000,000	10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000		6,000,000	16,000,000	0	5,000,000	0	5,000,000	0	1,000,000	
M	-5,000,000	0	差換有	7,000,000	7,000,000	7,000,000	0	0	7,000,000	7,000,000		5,000,000	12,000,000	0	3,500,000	0	3,500,000	0	1,500,000	
差換無	-16,000,000	0	差換無	7,000,000	42,000,000	49,000,000	0	0	29,000,000	29,000,000	0	0	11,000,000	40,000,000	12,000,000	14,500,000	14,500,000	49,000,000	20,000,000	16,000,000
差換有	-16,000,000	0	差換有	10,000,000	21,000,000	31,000,000	0	0	27,000,000	27,000,000	0	0	14,000,000	41,000,000	2,000,000	13,500,000	500,000	17,500,000	3,500,000	2,500,000
預託猶予	0	0	預託猶予	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合計	-32,000,000	0		17,000,000	63,000,000	80,000,000	0	0	56,000,000	56,000,000	0	0	25,000,000	81,000,000	14,000,000	28,000,000	15,000,000	66,500,000	23,500,000	18,500,000

【委託者総合管理表】

年 4 月 8 日

委託者名 商品取引所名 上場商品又は 上場商品指数 の種類	植洗 損益金 通算額	無担保 植洗 損金 通算額	差換の有 無 又は 預託猶予 の別	預り証拠金額			委託者 未払金 (上段) 委託者 未収金 (下段)	無担保 委託者 未収金	取引本 証拠金 基準額	取引証拠金預託必要額					預り 証拠金 余剰額 (上段) 不足 請求額 (下段)	取引本証拠 金維持額	植洗充当 可能額	預託 申告額	余剰証拠金 ⑮	立替額 ⑯
				現金	有価証券及び 倉荷証券	合計				本証拠金	定時増 証拠金 (上段) 臨時増 証拠金 (下段)	受渡 証拠金 (上段) プレミアム 証拠金 (下段)	追証拠金	合計						
				充価 時価	充価 時価	充価 時価				⑨	⑩	⑪	⑫	⑬=⑨+ ⑩+⑪+						
①	②	③	④	⑤=③+④	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬=⑨+ ⑩+⑪+	⑭=⑤+⑥- ⑬	⑰=⑧/2	⑱=⑰+⑱	⑮	⑯			
A			差換無	7,000,000		7,000,000		0						7,000,000			7,000,000	7,000,000		
B			差換無		7,000,000	7,000,000		0						7,000,000			7,000,000	7,000,000		
C	3,000,000	0	差換無		7,000,000	7,000,000	0	0	5,000,000	5,000,000				5,000,000	2,000,000	2,500,000	5,500,000	10,000,000	2,000,000	
D	-3,000,000	0	差換無	7,000,000		7,000,000	0	0	5,000,000	5,000,000		3,000,000	8,000,000	0	2,500,000	0	4,000,000	1,500,000	1,500,000	
E	-3,000,000	0	差換無		7,000,000	7,000,000	0	0	5,000,000	5,000,000		3,000,000	8,000,000	0	2,500,000	2,500,000	7,000,000	2,000,000	3,000,000	
F			差換無		7,000,000	7,000,000	0	0						4,000,000			7,000,000	7,000,000		
G			差換無		7,000,000	7,000,000	0	0						2,000,000			7,000,000	7,000,000		
H			差換無		7,000,000	7,000,000	0	-4,000,000						0			7,000,000	7,000,000		
I	-1,000,000	0	差換無		7,000,000	7,000,000	0	0	3,000,000	3,000,000			3,000,000	2,000,000	1,500,000	1,500,000	7,000,000	4,000,000	1,000,000	
J	-2,000,000	0	差換有		7,000,000	7,000,000	0	0	5,000,000	5,000,000			5,000,000	2,000,000	2,500,000	500,000	5,000,000	2,000,000		
K	-1,000,000	0	差換有		7,000,000	7,000,000	0	0	3,000,000	3,000,000		1,000,000	4,000,000	1,000,000	1,500,000	500,000	4,000,000	2,000,000		
L	-6,000,000		差換有	10,000,000		10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000		6,000,000	16,000,000	0	5,000,000	0	5,000,000	1,000,000	1,000,000	
M		0	差換有		7,000,000	7,000,000	0	0						0			0	0	0	
差換無	-4,000,000	0	差換無	14,000,000	49,000,000	63,000,000	0	-4,000,000	18,000,000	18,000,000	0	0	6,000,000	24,000,000	24,000,000	9,000,000	9,500,000	63,000,000	44,500,000	4,000,000
差換有	-9,000,000	0	差換有	10,000,000	21,000,000	31,000,000	0	0	18,000,000	18,000,000	0	0	7,000,000	25,000,000	3,000,000	9,000,000	1,000,000	14,000,000	4,000,000	1,000,000
預託猶予	0	0	預託猶予	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0
総合計	-13,000,000	0		24,000,000	70,000,000	94,000,000	0	-4,000,000	36,000,000	36,000,000	0	0	13,000,000	49,000,000	27,000,000	18,000,000	10,500,000	77,000,000	48,500,000	5,000,000

【委託者別資産管理・保全台帳】

年 4 月 8 日

委託者名	証拠金等の別	証拠金合計額	オプション料 預り金及び 商品取引 受託業務 に係る 預り金	受渡し に係る 負債	値洗損益金通算額		商品取引 清算機関 に対する 未払委託者 差金(上段) 又は 未収委託者 差金(下段)	委託者未払金 又は未収金(▲)		委託者 仮払金	委託者に係る負債から 委託者に係る資産(証 拠金の額を除く。)を控 除した額	商品取引清算機関等に対して預託された証拠金の額					保全 対象 財産
					値洗 損益金 通算額	うち 無担保額 (▲)		委託者 未払金 又は 委託者 未収金	うち 無担保額 (▲)			差換無しの場合			委託者差金 (損)充当 控除額(▲) (上段)及び 委託者未収 金 充当控除額 (▲)(下段)	委託者が 返還請求権 を有する額	
												現金	有価証券 又は 倉荷証券	差換有りの 場合			
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩=①+②+③+(④ -⑤)+⑥(未払差金) -⑥(未収差金)+(⑦ -⑧)-⑨	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮=⑪+⑫+ ⑬-⑭	⑯=⑩-⑮		
A	取引証拠金	7,000,000 7,000,000	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	7,000,000 7,000,000				0 0	0 0	7,000,000 7,000,000
B	取引証拠金	7,000,000 10,000,000	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	7,000,000 9,000,000				0 0	0 0	7,000,000 10,000,000
C	取引証拠金	7,000,000 10,000,000	0 0	0 0	3,000,000 0	0 1,000,000	0 0	0 0	0 0	0 0	9,000,000 2,000,000	2,000,000 7,000,000	7,000,000 10,000,000	0 0	9,000,000 12,000,000	0 0	0 0
D	取引証拠金	7,000,000 7,000,000	0 0	0 0	-3,000,000 0	0 1,000,000	0 0	0 0	0 0	0 0	5,000,000 5,000,000	5,000,000 5,000,000	0 0	0 0	5,000,000 5,000,000	0 0	0 0
E	取引証拠金	7,000,000 10,000,000	0 0	0 0	-3,000,000 0	0 1,000,000	0 0	0 0	0 0	0 0	5,000,000 5,000,000	7,000,000 10,000,000	0 0	-2,000,000 0	5,000,000 8,000,000	0 0	0 0
F	取引証拠金	7,000,000 10,000,000	3,500,000 5,000,000	0 0	0 0	0 0	-3,000,000 -3,000,000	0 0	0 0	0 0	7,500,000 3,400,000	7,000,000 10,000,000	7,000,000 7,000,000	0 -3,000,000	4,000,000 2,000,000	4,000,000 5,000,000	3,500,000 5,000,000
G	取引証拠金	7,000,000 10,000,000	1,400,000 2,000,000	0 0	0 0	0 0	-5,000,000 -5,000,000	0 0	0 0	0 0	3,400,000 0	7,000,000 10,000,000	0 -5,000,000	0 5,000,000	2,000,000 5,000,000	2,000,000 2,000,000	1,400,000 2,000,000
H	取引証拠金	7,000,000 10,000,000	0 0	0 0	0 0	0 0	-11,000,000 -11,000,000	-4,000,000 -1,000,000	0 0	0 0	0 0	7,000,000 10,000,000	0 -10,000,000	0 0	0 0	0 0	0 0
I	取引証拠金	7,000,000 10,000,000	0 0	0 0	-1,000,000 0	0 0	-2,000,000 -2,000,000	0 0	0 0	0 0	4,000,000 0	7,000,000 10,000,000	7,000,000 -2,000,000	0 4,000,000	4,000,000 7,000,000	0 0	0 0
J	委託証拠金	7,000,000 10,000,000	0 0	0 0	-2,000,000 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	5,000,000 4,000,000	0 8,000,000	5,000,000 4,000,000	0 0	5,000,000 8,000,000	0 0	0 0
K	委託証拠金	7,000,000 10,000,000	0 0	0 0	-1,000,000 0	0 0	-2,000,000 -2,000,000	0 0	0 0	0 0	4,000,000 0	0 7,000,000	4,000,000 0	0 0	4,000,000 7,000,000	0 0	0 0
L	委託証拠金	10,000,000 10,000,000	0 0	0 0	-6,000,000 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	4,000,000 0	5,000,000 5,000,000	1,000,000 0	4,000,000 4,000,000	4,000,000 4,000,000	0 0	0 0
M	委託証拠金	7,000,000 10,000,000	0 0	0 0	0 0	6,000,000 0	-11,000,000 -11,000,000	0 0	0 0	0 0	2,000,000 0	0 5,000,000	3,500,000 0	0 5,000,000	2,000,000 5,000,000	0 0	0 0
合計	委託証拠金	31,000,000 40,000,000	0 0	0 0	0 -10,000,000	0 0	6,000,000 -13,000,000	-13,000,000 -13,000,000	0 0	0 0	15,000,000 0	0 25,000,000	17,500,000 25,000,000	-1,000,000 0	15,000,000 24,000,000	0 0	0 0
	取引証拠金	63,000,000 84,000,000	4,900,000 7,000,000	0 0	3,000,000 -6,000,000	0 0	2,000,000 1,000,000	-21,000,000 -21,000,000	-4,000,000 -1,000,000	0 0	47,900,000 7,000,000	7,000,000 60,000,000	42,000,000 60,000,000	-3,000,000 -20,000,000	29,000,000 44,000,000	18,900,000 24,000,000	18,900,000 24,000,000
	預託猶予	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	計	94,000,000 124,000,000	4,900,000 7,000,000	0 0	3,000,000 -16,000,000	0 0	8,000,000 1,000,000	-34,000,000 -34,000,000	-4,000,000 -1,000,000	0 0	62,900,000 0	0 0	0 0	4,000,000 -20,000,000	44,000,000 68,000,000	18,900,000 24,000,000	18,900,000 24,000,000

		差換有りの場合の合計額の内訳			
		現金	有価証券 又は 倉荷証券	預託 猶予額	合計
充価	時価	0	21,000,000	20,000,000	41,000,000
		0	30,000,000	20,000,000	50,000,000

分離保管等に関する調査

（ 年 月 日 ）

会社
所在地
代表者の役職名・氏名

(単位：円)

(単位：円)

1 委託者資産保全債の状況

項目	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	合計
1. 委託者資産保全債 (I)+(J)+(K)+(L)+(M)+(N)+(O)+(P)+(Q)+(R)+(S)+(T)+(U)+(V)+(W)+(X)+(Y)+(Z)+(AA)+(AB)+(AC)+(AD)+(AE)+(AF)+(AG)+(AH)+(AI)+(AJ)+(AK)+(AL)+(AM)+(AN)+(AO)+(AP)+(AQ)+(AR)+(AS)+(AT)+(AU)+(AV)+(AW)+(AX)+(AY)+(AZ)+(BA)+(BB)+(BC)+(BD)+(BE)+(BF)+(BG)+(BH)+(BI)+(BJ)+(BK)+(BL)+(BM)+(BN)+(BO)+(BP)+(BQ)+(BR)+(BS)+(BT)+(BU)+(BV)+(BW)+(BX)+(BY)+(BZ)+(CA)+(CB)+(CC)+(CD)+(CE)+(CF)+(CG)+(CH)+(CI)+(CJ)+(CK)+(CL)+(CM)+(CN)+(CO)+(CP)+(CQ)+(CR)+(CS)+(CT)+(CU)+(CV)+(CW)+(CX)+(CY)+(CZ)+(DA)+(DB)+(DC)+(DD)+(DE)+(DF)+(DG)+(DH)+(DI)+(DJ)+(DK)+(DL)+(DM)+(DN)+(DO)+(DP)+(DQ)+(DR)+(DS)+(DT)+(DU)+(DV)+(DW)+(DX)+(DY)+(DZ)+(EA)+(EB)+(EC)+(ED)+(EE)+(EF)+(EG)+(EH)+(EI)+(EJ)+(EK)+(EL)+(EM)+(EN)+(EO)+(EP)+(EQ)+(ER)+(ES)+(ET)+(EU)+(EV)+(EW)+(EX)+(EY)+(EZ)+(FA)+(FB)+(FC)+(FD)+(FE)+(FF)+(FG)+(FH)+(FI)+(FJ)+(FK)+(FL)+(FM)+(FN)+(FO)+(FP)+(FQ)+(FR)+(FS)+(FT)+(FU)+(FV)+(FW)+(FX)+(FY)+(FZ)+(GA)+(GB)+(GC)+(GD)+(GE)+(GF)+(GG)+(GH)+(GI)+(GJ)+(GK)+(GL)+(GM)+(GN)+(GO)+(GP)+(GQ)+(GR)+(GS)+(GT)+(GU)+(GV)+(GW)+(GX)+(GY)+(GZ)+(HA)+(HB)+(HC)+(HD)+(HE)+(HF)+(HG)+(HH)+(HI)+(HJ)+(HK)+(HL)+(HM)+(HN)+(HO)+(HP)+(HQ)+(HR)+(HS)+(HT)+(HU)+(HV)+(HW)+(HX)+(HY)+(HZ)+(IA)+(IB)+(IC)+(ID)+(IE)+(IF)+(IG)+(IH)+(II)+(IJ)+(IK)+(IL)+(IM)+(IN)+(IO)+(IP)+(IQ)+(IR)+(IS)+(IT)+(IU)+(IV)+(IW)+(IX)+(IY)+(IZ)+(JA)+(JB)+(JC)+(JD)+(JE)+(JF)+(JG)+(JH)+(JI)+(JJ)+(JK)+(JL)+(JM)+(JN)+(JO)+(JP)+(JQ)+(JR)+(JS)+(JT)+(JU)+(JV)+(JW)+(JX)+(JY)+(JZ)+(KA)+(KB)+(KC)+(KD)+(KE)+(KF)+(KG)+(KH)+(KI)+(KJ)+(KK)+(KL)+(KM)+(KN)+(KO)+(KP)+(KQ)+(KR)+(KS)+(KT)+(KU)+(KV)+(KW)+(KX)+(KY)+(KZ)+(LA)+(LB)+(LC)+(LD)+(LE)+(LF)+(LG)+(LH)+(LI)+(LJ)+(LK)+(LL)+(LM)+(LN)+(LO)+(LP)+(LQ)+(LR)+(LS)+(LT)+(LU)+(LV)+(LW)+(LX)+(LY)+(LZ)+(MA)+(MB)+(MC)+(MD)+(ME)+(MF)+(MG)+(MH)+(MI)+(MJ)+(MK)+(ML)+(MN)+(MO)+(MP)+(MQ)+(MR)+(MS)+(MT)+(MU)+(MV)+(MW)+(MX)+(MY)+(MZ)+(NA)+(NB)+(NC)+(ND)+(NE)+(NF)+(NG)+(NH)+(NI)+(NJ)+(NK)+(NL)+(NM)+(NO)+(NP)+(NQ)+(NR)+(NS)+(NT)+(NU)+(NV)+(NW)+(NX)+(NY)+(NZ)+(OA)+(OB)+(OC)+(OD)+(OE)+(OF)+(OG)+(OH)+(OI)+(OJ)+(OK)+(OL)+(OM)+(ON)+(OO)+(OP)+(OQ)+(OR)+(OS)+(OT)+(OU)+(OV)+(OW)+(OX)+(OY)+(OZ)+(PA)+(PB)+(PC)+(PD)+(PE)+(PF)+(PG)+(PH)+(PI)+(PJ)+(PK)+(PL)+(PM)+(PN)+(PO)+(PP)+(PQ)+(PR)+(PS)+(PT)+(PU)+(PV)+(PW)+(PX)+(PY)+(PZ)+(QA)+(QB)+(QC)+(QD)+(QE)+(QF)+(QG)+(QH)+(QI)+(QJ)+(QK)+(QL)+(QM)+(QN)+(QO)+(QP)+(QQ)+(QR)+(QS)+(QT)+(QU)+(QV)+(QW)+(QX)+(QY)+(QZ)+(RA)+(RB)+(RC)+(RD)+(RE)+(RF)+(RG)+(RH)+(RI)+(RJ)+(RK)+(RL)+(RM)+(RN)+(RO)+(RP)+(RQ)+(RR)+(RS)+(RT)+(RU)+(RV)+(RW)+(RX)+(RY)+(RZ)+(SA)+(SB)+(SC)+(SD)+(SE)+(SF)+(SG)+(SH)+(SI)+(SJ)+(SK)+(SL)+(SM)+(SN)+(SO)+(SP)+(SQ)+(SR)+(SS)+(ST)+(SU)+(SV)+(SW)+(SX)+(SY)+(SZ)+(TA)+(TB)+(TC)+(TD)+(TE)+(TF)+(TG)+(TH)+(TI)+(TJ)+(TK)+(TL)+(TM)+(TN)+(TO)+(TP)+(TQ)+(TR)+(TS)+(TT)+(TU)+(TV)+(TW)+(TX)+(TY)+(TZ)+(UA)+(UB)+(UC)+(UD)+(UE)+(UF)+(UG)+(UH)+(UI)+(UJ)+(UK)+(UL)+(UM)+(UN)+(UO)+(UP)+(UQ)+(UR)+(US)+(UT)+(UU)+(UV)+(UW)+(UX)+(UY)+(UZ)+(VA)+(VB)+(VC)+(VD)+(VE)+(VF)+(VG)+(VH)+(VI)+(VJ)+(VK)+(VL)+(VM)+(VN)+(VO)+(VP)+(VQ)+(VR)+(VS)+(VT)+(VU)+(VV)+(VW)+(VX)+(VY)+(VZ)+(WA)+(WB)+(WC)+(WD)+(WE)+(WF)+(WG)+(WH)+(WI)+(WJ)+(WK)+(WL)+(WM)+(WN)+(WO)+(WP)+(WQ)+(WR)+(WS)+(WT)+(WU)+(WV)+(WW)+(WX)+(WY)+(WZ)+(XA)+(XB)+(XC)+(XD)+(XE)+(XF)+(XG)+(XH)+(XI)+(XJ)+(XK)+(XL)+(XM)+(XN)+(XO)+(XP)+(XQ)+(XR)+(XS)+(XT)+(XU)+(XV)+(XW)+(XZ)+(YA)+(YB)+(YC)+(YD)+(YE)+(YF)+(YG)+(YH)+(YI)+(YJ)+(YK)+(YL)+(YM)+(YN)+(YO)+(YP)+(YQ)+(YR)+(YS)+(YT)+(YU)+(YV)+(YW)+(YZ)+(ZA)+(ZB)+(ZC)+(ZD)+(ZE)+(ZF)+(ZG)+(ZH)+(ZI)+(ZJ)+(ZK)+(ZL)+(ZM)+(ZN)+(ZO)+(ZP)+(ZQ)+(ZR)+(ZS)+(ZT)+(ZU)+(ZV)+(ZW)+(ZX)+(ZY)+(ZZ)	7,000,000	10,000,000	10,000,000	8,000,000	11,000,000	15,000,000	12,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	112,000,000
(1) 前払資産 (有価証券)	7,000,000	10,000,000	10,000,000	8,000,000	11,000,000	15,000,000	12,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	112,000,000
現金	7,000,000	10,000,000	10,000,000	8,000,000	11,000,000	15,000,000	12,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	112,000,000
有価証券 (有価証券を区分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前払資産 (有価証券を区分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 前払資産 (有価証券を区分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 前払資産 (有価証券を区分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(4) 前払資産 (有価証券を区分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) 前払資産 (有価証券を区分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(6) 前払資産 (有価証券を区分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(7) 前払資産 (有価証券を区分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(8) 前払資産 (有価証券を区分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(9) 前払資産 (有価証券を区分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(10) 前払資産 (有価証券を区分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(11) 前払資産 (有価証券を区分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(12) 前払資産 (有価証券を区分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(13) 前払資産 (有価証券を区分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(14) 前払資産 (有価証券を区分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(15) 前払資産 (有価証券を区分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(16) 前払資産 (有価証券を区分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(17) 前払資産 (有価証券を区分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(18) 前払資産 (有価証券を区分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(19) 前払資産 (有価証券を区分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(20) 前払資産 (有価証券を区分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(21) 前払資産 (有価証券を区分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(22) 前払資産 (有価証券を区分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(23) 前払資産 (有価証券を区分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(24) 前払資産 (有価証券を区分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(25) 前払資産 (有価証券を区分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(26) 前払資産 (有価証券を区分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(27) 前払資産 (有価証券を区分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(28) 前払資産 (有価証券を区分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(29) 前払資産 (有価証券を区分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(30) 前払資産 (有価証券を区分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(31) 前払資産 (有価証券を区分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(32) 前払資産 (有価証券を区分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(33) 前払資産 (有価証券を区分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(34) 前払資産 (有価証券を区分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(35) 前払資産 (有価証券を区分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(36) 前払資産 (有価証券を区分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(37) 前払資産 (有価証券を区分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(38) 前払資産 (有価証券を区分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(39) 前払資産 (有価証券を区分)	0														

受託契約準則(案)の説明会後の主な変更箇所について
(主務省との調整等による変更)

〔定義〕

- ・第2条第10号(取引証拠金)及び第11号(委託証拠金)の修正。
- ・第2条第12号(取次証拠金)、第13号(清算取次証拠金)、第17号(清算取次者)、第18号(清算取次委託者)及び第19号(清算取次者に対する委託者)の追加。

〔受託契約の締結等〕

- ・第4条第3項で、約諾書の書面の差し入れに代えて電磁的方法により可能である旨を規定。

〔委託者等からの事前通知〕

- ・第5条第6項で、通知書について当初から書面に代えて電磁的方法により受入可能である旨を規定。

〔清算機構への取引証拠金の返還請求権等〕

- ・第32条第1項に、第7条第3項に規定する「差換預託に関する同意書」を委託者が差し入れる際の留意事項を追加規定。

〔取次者の遵守事項等〕

- ・第37条(取次者の遵守事項等)の修正、同条第2項第3号で取次者は受託会員に差し入れ又は預託する証拠金について区分並びにそれぞれの額について毎営業日ごとに通知する旨を規定。

〔受託会員が非清算参加者である場合の特例〕

- ・第38条を追加、第2項で受託会員である非清算参加者が指定清算参加者に対し債務不履行となったときの当該非清算参加者受託会員の委託に係る取引の処理について規定。

〔附則〕

- ・第3項で、変更前の準則(第37条第1号)に基づき取次商品取引員が取次委託者から約諾書の差し入れを受けているときは、変更後の準則(第4条第1項)に基づき取次者が取次委託者から新たに約諾書が差し入れられているものとみなす旨を規定。

- ・第5項で、変更前の準則(第28条)に基づき充用有価証券等の金融機関等への担保提供に関する同意書が差し入れられているときは、変更後の準則(第31条)に基づき充用有価証券等の金融機関への担保提供に関する同意書が新たに差し入れられているものとみなす旨を規定。ただし、変更後の準則に基づいて差換預託された委託証拠金等に限る(注:ただし、差換預託に関する同意書の差し入れを受けていることが前提であること。かつ、預託の趣旨の範囲内であること。)

(注)「預託の趣旨の範囲内」とは、差換預託された証拠金が清算機構で預託管理され、返還請求権が確保されていることを指す。

新たな追証拠金制度に係る受託契約準則上の規定について

1. 追証拠金の発生時期及び金額

(1) 発生時期

委託に係る本所及び他の商品取引所の開設する商品市場における取引の毎日の最終約定値段等による値洗損益金通算額が損計算の場合において、値洗損益金通算額(既に追証拠金として差し入れ又は預託すべき額があるときは、当該額を差し引いて得た額)が当該取引に係る本証拠金基準額の合計額に10分の5を乗じて得た額を超えることとなったとき

(2) 金額

当該10分の5を乗じて得た額以上値洗損益金通算額の範囲内の額を、また値洗損益金通算額が当該10分の5を乗じて得た額の整数倍を超えるときは、当該10分の5を乗じて得た額に当該整数倍を乗じて得た額以上値洗損益金通算額の範囲内の額で受託会員が定めた額

2. 追証拠金の預託必要額が減る時期及び額

(1) 減る時期

その後、当該取引に係る本証拠金基準額及び差し入れ又は預託すべき追証拠金の合計額から値洗損益金通算額を控除した額が、当該取引に係る本証拠金基準額を超えることとなったとき

(2) 額

当該上回った額を追証拠金の額から控除する

* 追証拠金が減った場合においても、それが実際に委託者に返還されるためには、証拠金預託必要額と預り証拠金との関係で、預り証拠金余剰額が発生していることが前提となる。

【追証拠金に係る事例】

追証拠金は、値洗損益金通算額（既に追証拠金として差し入れ又は預託すべき額があるときは、当該額を差し引いて得た額）が本証拠金基準額の5/10（の整数倍）を超える場合に発生

(1) 基本的なパターン

※追証拠金の請求額を値洗損金相当額とする場合

日付	預り証拠金	本証拠金 基準額	追証拠金 必要額	値洗損益 金通算額	過不足額	説 明
1	100,000	100,000	0	0	0	証拠金 10 万円入金し、本証拠金 10 万円の商品を 1 枚建玉
2	100,000	100,000	80,000	-80,000	-80,000	値洗損益金通算額が-8 万円となり、本証拠金基準額の 5/10 である 5 万円を超えたため、追証拠金 8 万円が発生
3	180,000	100,000	80,000	-80,000	0	追証拠金 8 万円を入金
4	180,000	100,000	140,000	-140,000	-60,000	さらに-6 万円の値洗損が発生し、値洗損益金通算額が-14 万円となり、既に差し入れ又は預託すべき追証拠金(8 万円)を差し引いて得た額(6 万円)が、本証拠金基準額の 5/10 である 5 万円を超えたため、2 回目の追証拠金 6 万円が発生

(2) 増玉により本証拠金基準額が変更になるパターン

※追証拠金の請求額を値洗損金相当額とする場合

日付	預り証拠金	本証拠金 基準額	追証拠金 必要額	値洗損益 金通算額	過不足額	説 明
1	100,000	100,000	0	0	0	証拠金 10 万円入金し、本証拠金 10 万円の商品を 1 枚建玉
2	100,000	100,000	80,000	-80,000	-80,000	値洗損益金通算額が-8 万円となり、本証拠金基準額の 5/10 である 5 万円を超えたため、追証拠金 8 万円が発生
3	180,000	100,000	80,000	-80,000	0	追証拠金 8 万円を入金
4	280,000	200,000	80,000	-80,000	0	証拠金 10 万円入金し、本証拠金 10 万円の商品を 1 枚増玉
5	280,000	200,000	190,000	-190,000	-110,000	さらに-11 万円の値洗損が発生し、値洗損益金通算額が-19 万円となり、既に差し入れ又は預託すべき追証拠金(8 万円)を差し引いて得た額(11 万円)が、本証拠金基準額の 5/10 である 10 万円を超えたため、2 回目の追証拠金 11 万円が発生

(3) 追証拠金を一部返還した後のパターン

※追証拠金の請求額を値洗損金相当額とする場合

日付	預り証拠金	本証拠金 基準額	追証拠金 必要額	値洗損益 金通算額	過不足額	説 明
1	100,000	100,000	0	0	0	証拠金 10 万円入金し、本証拠金 10 万円の商品を 1 枚建玉
2	100,000	100,000	80,000	-80,000	-80,000	値洗損益金通算額が-8 万円となり、本証拠金基準額の 5/10 である 5 万円を超えたため、追証拠金 8 万円が発生
3	180,000	100,000	80,000	-80,000	0	追証拠金 8 万円を入金
4	180,000	100,000	70,000	-70,000	10,000	値洗が 1 万円回復し、追証拠金必要額が 1 万円減少 (預り証拠金余剰額が 1 万円)
5	170,000	100,000	70,000	-70,000	0	預り証拠金余剰額の 1 万円を返還
6	170,000	100,000	130,000	-130,000	-60,000	さらに-6 万円の値洗損が発生し、値洗損益金通算額が-13 万円となり、既に差し入れ又は預託すべき追証拠金 (7 万円) を差し引いて得た額 (6 万円) が、本証拠金基準額の 5/10 である 5 万円を超えたため、2 回目の追証拠金 6 万円が発生

(4) 一部決済により本証拠金基準額及び値洗損益金通算額が変更になるパターン

※追証拠金の請求額を値洗損金相当額とする場合

日付	預り証拠金	本証拠金 基準額	追証拠金 必要額	値洗損益 金通算額	過不足額	説 明
1	200,000	200,000	0	0	0	本証拠金 10 万円の (A) 商品 1 枚、(B) 商品 1 枚の合計 2 枚を建玉
2	200,000	200,000	0	-30,000	0	(B) 建玉に値洗損 3 万円発生
3	200,000	200,000	110,000	-110,000	-110,000	(A) 建玉、(B) 建玉ともに-4 万円の値洗損が発生したため、(A) と (B) 建玉併せて値洗損益通算額が-11 万円となり、本証拠金基準額の 5/10 である 10 万円を超えたため、追証拠金 11 万円が発生
4	310,000	200,000	110,000	-110,000	0	追証拠金 11 万円を入金
5	240,000	100,000	40,000	-40,000	100,000	(B) 建玉を決済、これにより差引損益金-7 万円 (手数料等は 0 円想定) となり、預り証拠金は 24 万円 (31 万円-7 万円=24 万円) (A) 建玉に係る必要証拠金は、本証拠金 (10 万円) + 追証拠金 (4 万円) の合計 14 万円であるため、預り証拠金余剰額は 10 万円 (24 万円-14 万円=10 万円)
6	140,000	100,000	40,000	-40,000	0	預り証拠金余剰額 10 万円を返還
7	140,000	100,000	100,000	-100,000	-60,000	さらに-6 万円の値洗損が発生し、値洗損益金通算額が-10 万円となり、既に差し入れ又は預託すべき追証拠金 (4 万円) を差し引いて得た額 (6 万円) が、本証拠金基準額の 5/10 である 5 万円を超えたため、2 回目の追証拠金 6 万円が発生

【参考】

受託契約準則の改正の概要

本年5月1日の改正商品取引所法の施行に伴い、受託契約準則が改正されます。

主な改正のポイントは次のとおりです。

1. 取引証拠金は清算機関に預託されます。

お客様からお預かりする証拠金は、直接預託又は差換預託によりすべて商品取引清算機関に預託されます。

現在、お客様からお預かりしている「委託証拠金」は、平成17年5月2日に、「取引証拠金」として商品取引員がお客様から差し入れを受けたものとし、そのまま商品取引清算機関に取引証拠金として預託（直接預託）するか、お客様にご同意いただいた場合には「委託証拠金」として商品取引員が預託を受けたものとし、商品取引員が同額以上の金銭又は有価証券等により取引証拠金として商品取引清算機関に預託（差換預託）します。

万一、取引の違約が起きたときには、違約者となった商品取引員がお客様分の取引証拠金として商品取引清算機関に預託した金銭及び有価証券等について、お客様が負担しなければならない額（委託手数料や差引損金など）を差し引いた額を、お客様が商品取引清算機関に対して直接、返還請求することができます。

2. 差引損益金は自動的に証拠金に加減算されます。

平成17年5月2日以降、お取引を決済したことにより生じた利益金はお客様の預り証拠金（現金）に加算され、商品取引清算機関に預託されます。また、損失金は預り証拠金（現金）から減算されます。有価証券により取引証拠金を預託している場合には、計算上、預り証拠金額が減額され、損失金は商品取引員から別途請求されます。

なお、平成17年4月28日現在の差引損益金は、5月2日に預り証拠金に加減算されます。

3. 追証拠金額の計算方法が変わります。

取引追証拠金の額は、商品取引所が定める取引本証拠金基準額の2分の1から値洗損

金相当額の範囲内で商品取引員が定めた額となります。取引の計算上の損失が取引本証拠金基準額の2分の1を超えることとなったときに取引追証拠金が必要になることは現在と変わりません。

また、預託された取引追証拠金は、その後の日々の最終約定値段等による値洗損金が増加した場合は、預託された取引追証拠金より減少したときは、減少した額に相当する取引追証拠金の預託必要額が減少し、値洗損益金通算額がゼロ又はプラスになったときに取引追証拠金の預託の必要がなくなります。

4. 証拠金預り証の記載金額が変わります。

金銭により預託した証拠金の預り証は、現在は預り証拠金の残高を記載していますが、平成17年5月2日以降は、そのときにお預かりした金額だけが記載されることとなります。

差引損益金を加減算することによって預り証拠金の変動しても、新しい証拠金預り証は発行されません。売買計算書及び残高照合通知書により預り証拠金の残高が通知されますので、それらの書面で確認して下さい。

至 急

平成 17 年 6 月 7 日

会 員 各 位

日本商品先物振興協会

「分離保管等に関する調書に係る説明会」資料について

6 月 8 日から 14 日の間に開催する標記説明会の資料として、下記の書類
をご送付いたしますので、あらかじめ説明会出席者に配付いただきますよ
うお願い申し上げます。

記

1. 分離保管等に関する調書の記載要領について
2. 図解
3. 定期業務報告書の記載要領について

以 上

分離保管等に関する調書の記載要領について

I 一般的な留意事項

商品取引員は分離保管等に関する調書を記載しなければならない。取引員各位にあっては、商品市場に応じて会員となるか取次者となるかを選択することが可能である。会員である場合と取次者である場合で使用される科目が異なることも考えられるため、会員でもあり、取次者でもある取引員にあっては、会員としての保全対象財産と取次者としての保全対象財産を別個に算定し、その合計額を分離保管等に関する調書に記載することが必要となる。

「1 委託者資産保全措置の状況」は毎月末日現在の委託者資産保全措置状況につき、その詳細を記載する。保全対象財産を計算するに当たり有価証券の評価は時価で行うこととなっており、時価欄における保全対象財産がまさに法令上分離保管措置が要請される金額である。帳簿価額欄を設けているのは、月計残高試算表との整合性を担保するためである。

II 各項目記載に当たっての留意事項

「1 委託者資産保全措置の状況」の記載について

1. 委託者にかかる負債

- ① 預り証拠金（(1) から (4) まで）、オプション料預り金及び商品取引受託業務に係る預り金については、入金処理を行ったものを記載する。
- ② 預り証拠金については、調書作成日の委託者総合管理表上の「預り証拠金額」の内訳である「現金」、「有価証券及び倉荷証券」並びに「合計」欄の金額を転記する。
- ③ 「(5) オプション料預り金」については、会計帳簿から金額を転記する。オプション料預り金は、経過措置として預り委託証拠金に含めて会計処理を行っていたが、新法施行を機に、取引証拠金とは区別して、預り金として経理処理を行うこととした。
- ④ 「(6) 商品取引受託業務に係る預り金」については、会計帳簿から現金欄及び有価証券欄を転記する。「商品取引受託業務に係る預り金」（以下「預り金」という。）は、受託契約準則（以下「準則」という。）第 28 条第 3 項において省令第 98 条第 1 項の委託者資産保全措置を講じなければならないとされていることから、保全対象財産の算定にあたっては、委託者に係る資産（委託者先物取引差金（損）及び委託者未収金）から預り金を控除することはできない。なお、預り金は、準則第 28 条第 5 項において準用する準則第 18 条第 3 項に規定されているとおり、所定の手続きを経て委託者未収金の回収に充当することは可能である。
- ⑤ 「(5) オプション料預り金」と「(6) 商品取引受託業務に係る預り金」の合計額が保全台帳上の「オプション料預り金及び商品取引受託業務に係る預り金」欄と一致することを確かめる。

〔資料 5-1(1)-③〕

- ⑥ なお、帳簿を締め後の入金（締め後入金）については、帳簿への預り証拠金又は預り金の計上が翌日に行われるので、翌日の委託者資産保全措置の対象財産となる。この締め後入金については、具体的にどのように取り扱うのか社内規定等で明確にしておくことが必要である。インターネット取引を取り扱っている場合は、ネットバンキング契約があれば、24時間入金処理を行うことが可能である。その場合、何時に入金したもので当日の入金として清算機構に預託額を申告するかにつき、分離保管に関する規定等を設けることによりあらかじめ明確にしておく必要がある。対面営業の場合は外務員が営業時間外に委託者から預かった金銭や有価証券を営業店に持ち帰ることが考えられる。この場合の金銭や有価証券も当然に保全対象財産であるが、システムの締め処理後の入金は帳簿に反映されないため、あらかじめ社内規定等で具体的に整理し、規定した上で翌日処理する必要がある。また、持ち帰った金銭や有価証券現物の管理については別途規定を設け、紛失等の事故や長期滞留が起こらないように留意する。
- ⑦ 預り証拠金の記載については、取引員が会員であるのか、取次者であるのか、清算取次者であるのかにより異なる。
- i 商品取引員が会員である場合
「(1) 預り証拠金 (取引証拠金)」欄は委託者が取引証拠金を差し入れた場合に記載する。なお、取次者が取次委託者から差入を受け、会員に差し入れた取引証拠金は「(1) 預り証拠金 (取引証拠金)」欄に含まれる。「(2) 預り証拠金 (委託証拠金)」欄は委託者が差換預託について同意書を提出している場合に当該委託者から預託を受けた委託証拠金を記載する。なお、取次者が取次委託者から差入を受け、会員に預託した委託証拠金は「(2) 預り証拠金 (委託証拠金)」欄に含まれる。「(3) 預り証拠金 (取次証拠金)」欄及び「(4) 預り証拠金 (清算取次証拠金)」欄は該当事項がない。
- ii 商品取引員が取次者である場合
「(1) 預り証拠金 (取引証拠金)」欄には、取次委託者が取引証拠金を差し入れた場合に記載する。「(2) 預り証拠金 (委託証拠金)」欄には、取次委託者から差入を受けて会員である商品取引員に預託した委託証拠金を記載する。この場合、取次委託者は会員である商品取引員に対して差換預託の同意書を提出している。「(3) 預り証拠金 (取次証拠金)」欄には、取次委託者が取次者に対して差換預託の同意書を提出している場合に当該取次委託者から預託を受けた委託証拠金を記載する。「(4) 預り証拠金 (清算取次証拠金)」欄は該当事項がない。
- iii 商品取引員が清算取次者である場合
「(1) 預り証拠金 (取引証拠金)」欄には、清算取次者に対する委託者が取引証拠金を差し入れた場合に記載する。「(2) 預り証拠金 (委託証拠金)」欄には、清算取次者に対する委託者から差入を受けて商品取引所の会員であるが清算参加者でない商品取引員に預託した委託証拠金を記載する。この場合、清算取次者に対する委託者は会員である商品取引員（非清算参加者）に対して差換預託の同意書を提出している。「(3)

預り証拠金 (取次証拠金)」欄は該当事項がない。「(4) 預り証拠金 (清算取次証拠金)」欄には、清算取次者に対する委託者が清算取次者に対して差換預託の同意書を提出している場合に当該清算取次者に対する委託者から預託を受けた清算取次証拠金を記載する。(現時点では、清算取次者である商品取引員は存在していない。)

- ⑧ 「(7) 委託者先物取引差金 (益)」欄には調書作成日現在の委託者先物取引差金のうち、益差金となっているものの金額を記載する。これは委託者別資産管理・保全台帳から転記する。
- ⑨ 「(8) 委託者未払金」は新証拠金制度においては、発生しない予定であるため該当事項はない。
- ⑩ 「(9) 受渡に係る負債」として計上するものとしては、受方の委託者から預かった受渡代金及び渡し方の委託者から預かった倉荷証券を、それぞれ清算機関に引き渡すまでの間についてこの勘定に計上することとなる。また受渡終了後は、受方の委託者から指示を受け清算機関から受け取った倉荷証券及び渡し方の委託者から指示を受け清算機関から受け取った受渡代金を、それぞれ委託者に引き渡すまでの間、この勘定に計上することとなる。その金額は会計帳簿から転記することとなる。これらは清算機関及び委託者への引渡が終わるまでは保全措置の対象となる。
- ⑪ 取引証拠金は受け入れた日の翌日に清算機関に預託されるため、受け入れた当日は保全対象財産となり、何らかの保全措置が必要である。従って保全措置額は日々の新規受入額を考慮して設定する必要がある。
- ⑫ 清算機関との間で受払が終わっていない損差金について「(10) 商品取引所又は商品取引清算機関への未払委託者先物取引差金」に計上する。なお、取次者の取次先会員等に対する未払差金はこの欄に記載する。取次者は取次先会員にとっては一委託者に過ぎないため、取次者と取次先会員の間では値洗損益の授受は行っていない。従って取次者の取次先会員等に対する未払委託者先物取引差金は委託者先物取引差金 (損) の額と一致する。
2. 委託者にかかる資産
- ⑬ 「(11) 委託者先物取引差金 (損)」欄には調書作成日現在の委託者先物取引差金のうち、損差金となっているものの金額を記載する。これは委託者別資産管理・保全台帳から転記する。
- ⑭ 無担保委託者先物差金 (損) 及び無担保委託者未収金については、時価欄には、有価証券で預託された証拠金を時価で評価した後における無担保部分の額を記載し、帳簿価額欄には、有価証券で預託された証拠金を充用価格で評価した場合の無担保部分の額を記載する。
- ⑮ 保全台帳における無担保値洗損金通算額及び無担保委託者未収金は約定ベースではなく、受払金額ベースで把握するため、委託者に係る負債から委託者に係る資産 (清算機関に預託された取引証拠金の額を除く。) を控除したのから委託者未収金または値洗損金通算額

を控除しなければならない（まだ清算機関とのやりとりを終わっていないため）。従って総合管理表上の無担保額とは必ずしも一致しない。

無担保値洗損益金通算額（零より小さい場合に限る。）＝〔証拠金合計額＋未払委託者差金－未収委託者差金＋（委託者未収金－無担保委託者未収金）〕＋（本日発生している値洗損益金通算額）（{ } 内が零未満のときは零とする。）

無担保委託者未収金（零より小さい場合に限る。）＝（証拠金合計額＋未払委託者差金－未収委託者差金）＋委託者未収金

なお、無担保委託者未収金の算定に当たっては値洗益金通算額を担保として用いることはできない（商品取引所法施行規則第38条第1項第1号）。

- ④ 東穀取の粗糖及び東工取の上場商品において、会員及び準会員である委託者との間に取引証拠金の預託についての特約を結んでいる場合にあっては、取引証拠金の額の一部について仮払いが認められており、この契約に基づいて仮払いをした金額を「(15)委託者仮払金」として記載する。
- ⑤ 清算機関との間で受払が終わっていない差金のうち、未収のものについて「(16)商品取引所又は商品取引清算機関からの未収委託者先物取引差金」に計上する。なお、取次者が取次先会員等から受け取っていない委託者差金がある場合にはこの欄に記載する。取次者は取次先会員にとっては一委託者に過ぎないため、取次者と取次先会員の間では値洗損益の授受は行っていない。従って取次者の取次先会員等に対する未収委託者先物取引差金は委託者先物取引差金（益）の額と一致する。

3. 委託者に係る負債から委託者に係る資産を控除した額

委託者に係る負債から委託者に係る資産のうち、清算機関等に預託された取引証拠金の額を除いたものを控除した額であり、取引員がそれぞれの委託者に対して返還しなければならない額を示す。

4. 商品取引清算機関等に預託されている取引証拠金

<会員等の場合>

(A) 取引証拠金（直接預託）の欄

- ✓ 記載される証拠金の種類
委託者から差入を受けた取引証拠金（図：取引証拠金ロ③直接）、取次委託者から取次者を通じて差入を受けた取引証拠金（図：取引証拠金ニ②直接）及び取次者が差換預託を行い会員等を通じて清算機関に預託した取引証拠金（図：取引証拠金ハ④直接）を記載する。（図参照）
- ✓ 「①現金」欄には、当日の保全台帳の清算機関等に預託された証拠金の額の差換無しの場合の合計欄（取引証拠金）の金額を帳簿価額欄及び時価欄にそれぞれ転記する。

- ✓ 「②有価証券（倉荷証券を含む。）」欄には、当日の保全台帳の清算機関等に預託された証拠金の額の差換無しの場合の合計欄（取引証拠金）の金額を帳簿価額欄及び時価欄にそれぞれ転記する。
- ✓ 保全台帳上の「清算機関に預託された証拠金の額」は前営業日に預託申告した額が記載されることとなるが、前営業日の申告額を示す委託者総合管理表においては充価額しか記載されていない。そこで、前営業日の預り証拠金の額を基に時価額を算出することとなる。現金による直接預託の場合及び差換預託（現金・有価証券）の場合の「商品取引清算機関等に対して預託された証拠金の額」の時価額は、次により算出することとなる。
清算機関に預託された証拠金の額（時価）＝前営業日の預り証拠金額（時価）±前営業日の値洗損益金通算額－前営業日の委託者未収金
ただし、預託額申告日の「委託者に係る負債から委託者に係る資産を控除した額」を上限とし、「清算機関等に預託された証拠金の額」の充価額を下限とする。
- ✓ 「③委託者先物取引差金（損）充当控除額」欄には取引員が立て替えている値洗損益金通算額を記載する。
- ✓ 「④委託者未収金充当控除額」欄には取引員が立て替えて清算機関等に預託している証拠金の額のうち、委託者未収金の弁済に充てられるべきものを記載する。
- ✓ 清算機関等に預託されている取引証拠金の額について本来（制度上は）委託者は返還請求権を有しているが、取引証拠金を充用有価証券で受け入れている場合や値洗損が大きく発生している場合等においては、商品取引員は本来委託者が支払うべき値洗損及び決済損を立て替えねばならないケースが実務的に存在する。そのようなケースにおいては、清算機関等に預託されている証拠金の額のうち委託者が返還請求権を有しない部分が生じ、その部分は委託者資産から控除する取引証拠金の額から減額しなければ過大な額を委託者資産から控除することとなり、ある委託者の保全対象財産がマイナスとなって他の委託者の保全対象財産と相殺されるという問題が生じてしまう。この問題を回避するために行う調整が委託者先物取引差金（損）充当控除額及び委託者未収金充当控除額である。
- ✓ なお、取引員が清算機関から返戻を受ける前に委託者に支払った証拠金の返還額や当日の差引損益金に含まれる委託手数料も清算機関に預託された証拠金のうち、委託者が返還請求権を有しない額として調整することが必要となるが、その額は委託者先物取引差金（損）充当控除額又は委託者未収金充当控除額に含まれる。
- ✓ 「保全台帳」上に記載される委託者先物取引差金（損）充当控除額及び委託者未収金充当控除額は、時価ベースで記載されている。有価証券を証拠金として受け入れている場合には、充価ベースで計算した委託者先物取引差金（損）充当控除額及び委託者未収金充当控除額が時価ベースとは異なる金額となることも考えられる。充価ベースの委託者が返還請求権を有する額は充価ベースの清算機関等に

預託された証拠金の額から充価ベースの委託者先物取引差金（損）充当控除額及び委託者未収金充当控除額を差し引いて算出する必要がある。

- ✓ 充価ベースの委託者先物取引差金（損）充当控除額と委託者未収金充当控除額を別々に把握できない場合は、清算機関等に預託された証拠金の額及び委託者が返還請求権を有する額の差引で算出し、委託者先物取引差金（損）充当控除額欄に金額を記載すればよいものとする。

（B）取引証拠金（差換預託）の欄

- ✓ 委託者から委託証拠金の預託を受けて清算機関に預託した取引証拠金（図：取引証拠金イ後段②差換）、取次委託者から委託証拠金の預託を受けて清算機関に預託した取引証拠金（図：取引証拠金イ後段②差換）及び取次者から委託証拠金の預託を受けて清算機関に預託した取引証拠金（図：取引証拠金イ後段②差換）を記載する。（図参照）
- ✓ 差換預託の場合は委託者が会員に預託した委託証拠金としての金銭及び有価証券がそのまま清算機関に預託されとは限らない。従って当日の保全台帳の清算機関等に預託された証拠金の額の差換有りの場合の合計欄（委託証拠金）の金額は、清算機関に預託すべき取引証拠金（差換預託）の充価により評価された額及び時価により評価された額を示しているが実際に預託された額を示してはいない。従って直接預託の場合と異なり、当該合計欄からの転記は行わない。
- ✓ 差換預託の場合は、預託すべき額と実際に預託している額が必ずしも一致するとは限らず、実際に預託している額が預託すべき額を超えている場合が多いと考えられるが、「（B）取引証拠金（差換預託）」として控除することができるのは、委託者が返還請求権を有する額であるため、「⑤+⑥+⑦+⑧+⑨」は委託者が返還請求権を有する額の合計欄（委託証拠金）の金額を充価により評価した額は帳簿価額欄に、時価により評価した額は時価欄に転記する。差換預託の帳簿価額欄は委託者が返還請求権を有する額のみを記載し、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨の内訳を記載する必要はない。
- ✓ 差換預託の場合の実際に清算機関に預託された証拠金の額の内訳は、保全台帳の「差換有りの場合の合計額の内訳」欄に現金、有価証券又は倉荷証券、預託猶予及びその合計額として記載されている。
- ✓ 預託猶予契約を締結している場合には、「⑦預託猶予額」の欄に契約額ではなく、実際に預託猶予を受けている額を記載する。
- ✓ 続いて「⑧委託者先物取引差金（損）充当控除額」及び「⑨委託者未収金充当控除額」欄を記載する。その内容は（A）取引証拠金（直接預託）の場合と同じである。
- ✓ 以上により⑤及び⑥に記載すべき額を差し引きで計算し、⑤及び⑥の時価欄に時

価により評価した額を記載するが、その際には保全台帳の「差換有りの場合の合計額の内訳」欄の「現金」及び「有価証券又は倉荷証券」のそれぞれの額を超えない範囲で記載する。預託している額が預託すべき額を超えている場合に現金と有価証券のどちらを足切りするかは取引員の任意とする。

- ✓ なお、会員においては、委託証拠金を清算機関に預託することはあり得ないため、（C）に金額が記載されることはない。
- ✓ 取引員が預託申告額よりも多めに預託した取引証拠金は委託者が返還請求権を有しないため委託者資産から控除してはならない。
- ✓ 保全台帳の合計欄（預託猶予）は、預託猶予契約を締結している取次者から受託している取引について記載することとなるが、現時点では預託猶予契約を締結している取次者はないため、当該欄を使用する商品取引員はいない。他方、「差換有りの場合の合計額の内訳」欄の預託猶予は会員である商品取引員が預託猶予契約を締結している場合に使用する。預託猶予契約額ではなく、実際に預託猶予を受けている額（清算機関に預託しなかった額）を記載する。

<取次者の場合>

（A）取引証拠金（直接預託）の欄

取次委託者から差入を受け、会員等を通じて清算機関に預託した取引証拠金（図：（ア））を記載する。記載方法は会員の場合と同じである。

（B）取引証拠金（差換預託）の欄

取次委託者から取次証拠金の預託を受けて会員等を通じて清算機関に預託した取引証拠金（図：（ウ））を記載する。記載方法は会員の場合とおなじである。

（C）委託証拠金の欄

取次委託者から取次証拠金の預託を受け、会員等に預託した委託証拠金（図：（エ））、取次委託者から差入を受け、会員等に預託した委託証拠金（図：（イ））を記載する。記載方法は会員の場合の（B）取引証拠金（差換預託）の場合と同様である。

5. 保全対象財産

委託者別資産管理・保全台帳との整合性を確認すること。

6. 委託者資産保全措置額

- ✓ 「（17）信託契約額」については、元本の評価額を記載する。また、残高証明書が添付が必要とされている。月計残高試算表上、「金銭の信託（委託者資産保全措置）」という科目に計上されているため、その金額を転記する。
- ✓ 「（18）委託者保護基金への預託額」については、調書作成日において実際に委託者保護基金に預託している額を記載する。委託者保護基金への預託額については、金

銭の預託は「預託金」の内訳科目である「委託者保護基金への預託・分離預託」に計上され、有価証券の預託については「保管有価証券」の内訳科目である「保管有価証券（委託者保護基金への預託・分離預託）」に計上される。なお、「委託者保護基金への預託・担保」欄及び「保管有価証券（委託者保護基金への預託・担保）」欄に計上されるものは、委託者保護基金との間で代位弁済委託契約を締結するために差し入れた担保であるため、「(18) 委託者保護基金への預託額」に含めてはならない。分離保管等調査上の帳簿価額欄は日々の会計帳簿から現金の額及び有価証券の額を転記する。時価欄は現金の額については会計帳簿から転記することとなるが、有価証券の額は時価により評価した額を記載する必要があるため、預り有価証券差入明細帳から転記する。

- ✓ 「(19) 保証委託契約額」欄には、金融機関が保証委託契約に基づき委託者保護基金に支払うべき額の限度額を記載する。その金額は保証委託契約金額となり、複数の金融機関と契約している場合はすべての金融機関との契約金額の合計額を記載する。
- ✓ 「(20) 代位弁済委託契約額」欄には、委託者保護基金が代位弁済委託契約に基づき当該商品取引員に代わってその委託者債務の代位弁済を行うべき額の限度額を記載する。

7. 委託者資産保全措置率

- ✓ 委託者資産保全措置率はパーセントで表示することとし、小数点以下1位未満の端数があるときは切り捨てる。

「2 取引証拠金預託猶予額」、「3 信託契約相手先別明細」及び「4 保証委託契約金融機関別明細」の記載について

- ✓ 預託猶予額、信託契約額及び保証委託契約額は複数の金融機関等と契約を締結する場合が考えられるため、相手先別の内訳の記載を求めることとしたもの。なお相手先とは金融機関名及びその本支店名を記載する。

「5 委託者資産保全措置額の残高推移表」の記載について

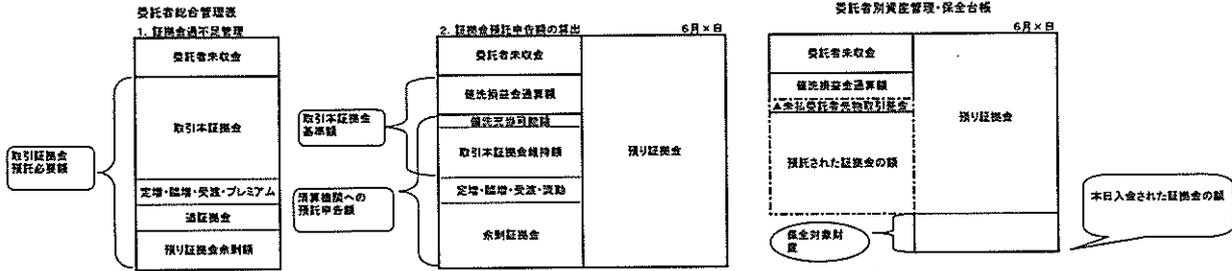
- ✓ 日々の委託者資産保全措置の状況について概要の報告を求めるものであり、従来「分離保管等の措置状況調査」として提出を求めていたものである。
- ✓ 「①委託者に係る負債」欄には「1 委託者資産保全措置の状況」における「1. 委託者に係る負債」の額を記載する。
- ✓ 「②委託者に係る資産（③の証拠金の額を除く。）」欄には「2. 委託者に係る資産」の額を記載する。
- ✓ 「③商品取引所又は商品取引清算機関等に預託された証拠金の額」欄には「4. 商品取引所又は商品取引清算機関等に預託された証拠金の額」を記載する。

- ✓ 「④委託者資産保全措置額」欄には「6. 委託者資産保全措置額」の額を記載する。
- ✓ 「⑤委託者資産保全措置過不足(▲)額」欄には「8. 委託者資産保全措置過不足(▲)額」欄の額に相当する額を記載する。
- ✓ なお、月末現在の委託者資産保全措置の状況については、帳簿価額及び時価による記載を求めているが、日々の保全措置状況の推移に関しては、全ての項目について時価による金額のみを記載する。

以上

仮定：有価証券を委託証拠金として預託されたものとする。

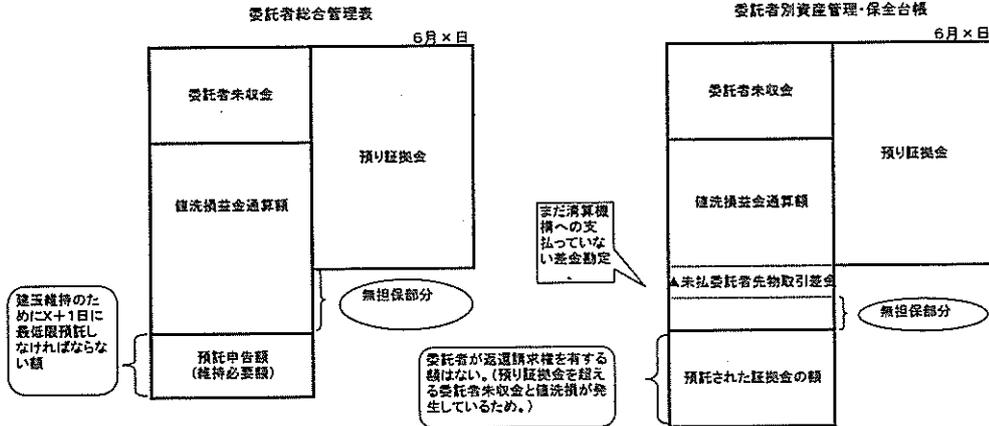
1 預り証拠金余剰額と保全対象財産



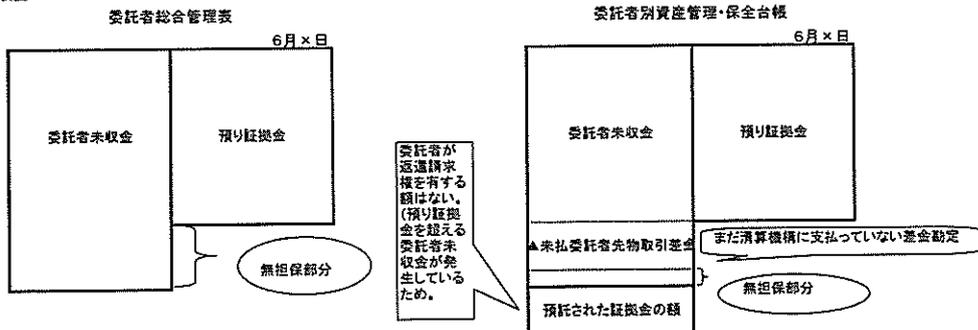
仮定：有価証券を委託証拠金として預託されたものとする。

II 無担保委託者先物取引差金及び無担保委託者未収金

1. 無担保委託者先物取引差金(損)



2. 無担保委託者未収金



Ⅲ 充当控除額①

1. 取引証拠金として有価証券の差入を受けた場合の値洗損の立替による充当控除額
委託者総合管理表

6月×日	
取引本証拠金維持額	預り証拠金
値洗充当可能額	
余剰証拠金	
委託者未収金	値洗損益金通算額
値洗損益金通算額	

直接預託の有価証券は値洗損が発生していても預託申告額は変わらない。

金銭で支払わなければならない場定を取引員が立て替えた額

委託者別資産管理・保全台帳

6月×+1日	
取引本証拠金維持額	預り証拠金
値洗充当控除額	
余剰証拠金	
委託者未収金	値洗損益金通算額
値洗損益金通算額	
▲未払委託者先物取引委託金	

清算機構に預託されている証拠金

委託者が返還請求権を有しない額(充当控除額)

このままでは保金対象財産がマイナスになってしまいます。

2. 取引証拠金として現金の差入を受けた場合及び差換預託の場合の充当控除額
委託者総合管理表

6月×日	
委託者未収金	預り証拠金
値洗損益金通算額	
預託申告額(維持必要額)	

値洗充当可能額(値洗損の発生により零になった。)

値洗充当控除額及び余剰証拠金から控除しきれなかった値洗損

委託者別資産管理・保全台帳

6月×+1日	
委託者未収金	預り証拠金
値洗損益金通算額	
預託された証拠金	
▲未払委託者先物取引委託金	

委託者が返還請求権を有する部分

返還請求権を有しない額(充当控除額)

Ⅲ 充当控除額②

3. 差引損益金に含まれる委託手数料

委託者総合管理表

6月×日	
取引本証拠金維持額	預り証拠金
値洗充当控除額	
(値洗益により増加した部分)	値洗損益金通算額

預託申告額(値洗益金は値洗充当控除額に算入する。)

委託者別資産管理・保全台帳

6月×+1日	
預託された証拠金	預り証拠金
	差引損益金が加算された部分

建玉を仕切ったことにより値洗益が差引益となったが、差引かれた委託手数料の額だけ預り証拠金が少なくなった。

4. 証拠金の立替返還

委託者総合管理表

6月×日	
預託申告額	預り証拠金

全額余剰証拠金として預託している。

委託者別資産管理・保全台帳

6月×+1日	
預託された証拠金	預り証拠金
	預り証拠金を立て替えて返還したことにより生じた充当控除額

定期業務報告書 (年月)

商号

所在地

代表者の役職名・氏名

印

1. 総括

(1) 役員

区分	総数	常勤役員	営業部門に属さない職員	営業部門に属さない職員のうち内部管理に関する業務を行う組織に所属する者	営業部門に属する職員(含む外務員の要員)	非常勤役員
役員数	○					○
うち登録外務員数						

(2) 登録外務員及び委託者の状況

登録外務員の数				委託者の数 <月末現在>	報告の対象となる月に新たに委託者となった者の数	報告の対象となる月に委託等の契約を解除した者の数	従たる営業所数
前月末	新規	取消	当月末				
				○ (○)		○	

(3) 取引証拠金等預り残高状況

現金	有価証券	計
○	○	○

(記載上の注意)

「(2)登録外務員及び委託者の状況」の「委託者の数<月末現在>」欄には、別に()として建玉が行われている委託者の数も記載すること。

月計残高試算表の負債の部にある「(10)預り証拠金(現金)」及び「(11)預り証拠金(有価証券)」の額を記載する。単位は円とする。

充用価額で表記する。

取引を終了した者の数を記載する。

「営業部門に属さない職員」の内数となる。

「総数」には含まれないので注意すること。

前段には、口座として残っている委託者数を記載し、後段には、括弧書きで現在建玉のある委託者数を記載すること。

「常勤役員」+「営業部門に属さない職員」+「営業部門に属する職員」

2. 上場商品の種類月末建玉状況一覧

商品市場毎、限月毎に記載すること。限月は「西暦」の末尾2桁と月によって記載する。

取引所	上場商品の種類	限月	月末建玉数(枚)												先物取引差金				
			自己建玉				委託建玉				合計				自己取引	委託取引	委託取引のうち無担保の額		
			売	買	売買の差	売買の計	売	買	売買の差	売買の計	売	買	売買の差	売買の計					
東工取	金	05.08			○														
		05.10																	
		05.12																	
	計																		
経済産業省所管商品市場計																			
東穀取	アラビカコーヒー	05.08																	
		05.10																	
		05.12																	
	計																		
農林水産省所管商品市場計																			
合計																			

それぞれの限月毎に先物取引差金を円単位で記載すること。

「買」-「売」でその差をプラスマイナスで表示する。

無担保の委託者先物取引差金については、個々の委託者ごとに約定ベースで算出された額の合計額を合計の欄にのみ記載する。委託者総合管理表で計上されている額を転記する。

損益をそれぞれ記載する方法、損益を相殺しどちらか一方にその差額を記載する方法のどちらでも良い。ただし、自己取引、委託取引ともに同じ方法をもって記載すること。なお、合計の額は月計残高試算表の先物取引差金の計上額と一致する。

どちらか一方に合計を記載する。

(益)
(損)

平成 17 年 5 月 20 日

会 員 各 位

日本商品先物振興協会

5 月 2 5 日の充用有価証券評価替えにおける法定帳簿の記載について

1. 充用有価証券の充用価格の取扱い

充用有価証券等の充用価格の算出基準日は毎月 10 日となっており、その適用期間はその月の 25 日から翌月の 24 日までとされている。清算機構の清算システムにおいては、25 日に清算機構に預託される有価証券はその月の 10 日の時価を基準とした充用価格にする必要があることから、24 日の申告時点から新しい充用価格を用いる必要がある。しかし、24 日の預り証拠金は前月の充用価格を用いていることから、預り証拠金と清算機構への預託申告額は異なる充用価格を用いることとなり、不整合が生じてしまう。24 日の総合管理表において評価替えによる増減額を証拠金預託申告額に反映させる必要があるが、当該対応が間に合っていない商品取引員が多い。

2. システム対応できない場合の問題点

システム対応できない場合は、5 月 24 日の総合管理表における申告額が前月の充用価格を用いた額で算出される一方で、清算システム上は当月の充用価格で計算された証拠金額を申告することになるため、総合管理表上の預託申告額と清算システム上の預託申告額に評価替えによる増減額だけ差異が生じてしまう。

また、5 月 25 日の保全台帳上に記載される清算機関に預託された証拠金の額は 24 日に申告した前月の充用価格を用いた額で算出されているが、預り証拠金の額は当月の充用価格が用いられていることから、同一の有価証券を預託している場合であっても預り証拠金の額と清算機関に預託された証拠金の額に差異が生じてしまう。この場合、評価減となった有価証券については、差額は委託者差金（損）充当控除額欄で控除されて保全対象財産への影響はないが、評価増となった有価証券については、預かった証拠金の額よりも清算機構に預託された証拠金の額が少ないため、保全する必要はないにもかかわらず保全対象財産が発生してしまう。

3. 対応策

清算システムにおいては、個々の有価証券ごとに評価替えの金額を把握することが可能であるため、評価増による預託申告額の増加分、評価減による預託申告額の減少分を把握することは可能である。そこで当該増減明細を保管しておくことにより、5 月 24 日の法定帳簿上の預託申告額と実際の預託申告額の差異は把握できるため、総合管理表において特段手修正等を行わない。

5 月 25 日の保全台帳上は評価替え前の証拠金の額が記載されることにより、評価増部分が保全対象財産として計上されるため、保全台帳から分離保管等調書を作成するに当たっては以下の手修正を行う。

清算システム上の評価増しにより増加した証拠金の額を直接預託と差換預託に分けて把握し、分離保管等調書上の「4. 商品取引清算機関等に預託された証拠金の額」の「②有価証券（倉荷証券を含む。）」にそれぞれ加算する。これにより、保全台帳上の保全対象財産から、評価増しにより増加した証拠金の額を控除した額が分離保管等調書上の保全対象財産となる。

以 上

平成 17 年 6 月 30 日

会 員 各 位

日本商品先物振興協会

法定帳簿に関する Q & A (追加)

〔委託者総合管理表及び委託者別資産管理・保全台帳〕

平成 17 年 2 月 28 日付け「新取引証拠金 Q & A 第 2 集」の Q 1 及び同 3 月 17 日付け「法定帳簿に関する Q & A (追加)」関連

Q. 遠隔地で直接預託の委託者から差入れを受けた証拠金代用有価証券を翌営業日正午までに清算機構に預託できない場合は、取引証拠金等に関する規則第 11 条第 2 項において 4 営業日の間は委託者の同意なしで差換預託扱いとすることを認めているが、その場合、1 人の委託者から差入れを受けた取引証拠金の一部を差換預託、他の部分を直接預託として管理しなければならない。当社は委託者ごとに直接預託か差換預託かのいずれかに分類することとしているため、上記取扱いのように 1 委託者に直接預託と差換預託が混在するとシステムがそれに対応することができない。このため以下のような問題が発生している。

- ① 委託者総合管理表上、委託者から差入れを受けた有価証券が直接預託分として表示されている。
- ② 清算機構への実際の申告もこの総合管理表によっていることから、本来「清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）」として申告されるべきものが、「清算参加者委託分の取引証拠金（直接預託分）」として申告されている。
- ③ 委託者別資産管理・保全台帳においても当該委託者が清算機関に預託した取引証拠金の区分及び額が正しく示されていない。
これに対して当面の間の措置としてどのような対応策を講じればよいか。

A. 上記規定は、遠隔地の支店等で有価証券を受け入れた場合に、清算機構までに移送する時間を考慮すると差入れを受けた翌営業日に清算機構に当該有価証券

を預託することは物理的に困難であることから認められた措置であり、差替預託の同意書を受けることなく差入れを受けた有価証券に代えて自己資金等を差し入れるため、原則としては、取引証拠金の区分は「清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）」として清算機構に申告し、預託しなければならない。

しかしながら、そのためのシステム改修が抜本的なものとなり、相当の費用及び日数を要すると考えられること、また、数年後に予定されている株券のペーパーレス化によりこの移送のための対応も不要となることから、以下の経過措置により対応することとしても差し支えない。

① 移送中有価証券の管理簿の作成

直接預託の委託者が差し入れた有価証券が遅くとも 4 営業日までに清算機構に預託されていることを確認できる補助簿（移送中有価証券の管理簿）を作成し、法定帳簿を補完する帳簿として保存する。

② 総合管理表の記載

移送中の有価証券は、総合管理表上は「直接預託分」として記載する。

③ 清算機構への申告額及び預託額

「移送中有価証券の管理簿」をもとに、移送中の有価証券についてはその価額相当額を「差換預託分」に修正して申告し、時価相当額以上を預託する。

④ 委託者別資産管理・保全台帳の記載

清算機関等に預託された取引証拠金の額は総合管理表の申告額に基づいて記載する。したがって、移送中の有価証券は「直接預託分」に記載される。

⑤ 分離保管等調書の記載

「4. 商品取引所又は商品取引清算機関等に預託された証拠金の額」の記載に当たっては、「移送中有価証券の管理簿」をもとに、移送中の有価証券については取引証拠金（差換預託）に修正して記載する。

以 上

平成 17 年 7 月 28 日

会 員 各 位

日本商品先物振興協会

法定帳簿に関する Q & A (追加)

[委託者総合管理表及び委託者別資産管理・保全台帳]

平成 17 年 6 月 30 日付け「法定帳簿に関する Q & A (追加)」 関連

Q. 充用有価証券の返戻時の処理について

当社は、総合管理表の清算機関への預託申告額を計算するにあたって、預り証拠金から委託者未収金を差し引き、値洗損益金通算額を加減算して算出しており、委託者への返戻額を清算機関から引き出すためにあらかじめ預託申告額から減算するシステムとなっていない。

このため、現金による直接預託及び差換預託においては、清算機関から引き出す前に立替払いを行い、委託者に返戻されたときに総合管理表の預り証拠金を減額することにより、清算機関への実際の預託申告額を減少させている。

しかし、直接預託の有価証券の場合は立替払いをすることはできないため、委託者から返戻請求があったときは清算機関から当該有価証券を引き出すこととなるが、総合管理表上は預託申告額を減額しない(清算機関に差し入れられていることになっている)ことから、当該有価証券の充価相当額を自己資金により直接預託の現金として清算機関に預託している。

このような処理方法で問題ないか。

A. 質問のケースは、①直接預託の有価証券であるにもかかわらず、それに代えて自己資金を清算機関に預託していること、②清算機関から引き出された当該有価証券が委託者の手元に届くまでの間、保全対象財産に計上されていないことから、適正な処理とはいえない。

直接預託の有価証券を委託者に返戻するときは、返戻指示のあった日の総合管理表において清算機関の預託申告額から減額し、翌営業日に清算機関か

ら引き出して委託者に返戻しなければならない。また、当該有価証券を清算機関から引き出した以上は、当該有価証券の時価に相当する金銭を清算機関に預託する必要はなく、当該有価証券が委託者の手元に届くまでは保全対象財産に計上することが必要である。

したがって、このような処理のシステムに変更する必要があるが、それまでの間は以下のような経過措置により対応することとしても差し支えない。

① 返送中有価証券の管理簿の作成

直接預託の委託者が差し入れた有価証券が委託者の返還請求後、遅くとも 4 営業日までに委託者に返還されていることを確認できる補助簿(返送中有価証券の管理簿)を作成し、法定帳簿を補うものとして保存する。

② 総合管理表の記載

返送中の有価証券は、総合管理表上は「直接預託分」として記載する。

③ 清算機構への申告額及び預託額

「返送中有価証券の管理簿」をもとに、返送中の有価証券についてはその充価相当額を「直接預託分」から控除して預託申告を行う。

④ 委託者別資産管理・保全台帳の記載

清算機関等に預託された取引証拠金の額は総合管理表の申告額に基づいて記載する。したがって、返送中の有価証券は「直接預託分」に記載される。

⑤ 分離保管等調書の記載

「4. 商品取引所又は商品取引清算機関等に預託された証拠金の額」の記載に当たっては、「返送中有価証券の管理簿」をもとに、返送中の有価証券については取引証拠金(直接預託)から控除し、保全対象財産に加算する。

以 上

平成 17 年 8 月 16 日

会 員 各 位

日本商品先物振興協会

委託者別資産管理・保全台帳における各項目の内容について

<前提>

値洗損金通算額、無担保値洗損金通算額、委託者未収金、無担保委託者未収金及び委託者差金（損）充当控除額については数値がマイナス表記されるものとして下記の計算式を記載している。

1. 委託者先物取引差金（損）充当控除額

①計算式

委託者先物取引差金（損）充当控除額（零より小さい場合に限り、絶対値は商品取引清算機関等に対して預託された証拠金の額を上限とする。）＝〔証拠金合計額＋（値洗損益金通算額－無担保値洗損金通算額－委託者仮払金）＋未払委託者先物取引差金－未収委託者先物取引差金〕－（商品取引清算機関等に対して預託された証拠金の額）（〔 〕内が零未満のときは零とする。）

②解説

平成 17 年 6 月に開催した分離保管等調書に関する説明会における説明のとおり、委託者先物取引差金（損）充当控除額に含まれるものとして差金の立替分のみならず、取引員が清算機関から返戻を受ける前に委託者に支払った証拠金の返還額や当日の差引損益金に含まれる委託手数料もこの項目に含まれることとなる。そこで発生原因別に個々に充当控除額を計算するのではなく、委託者に係る負債から委託者に係る資産を控除した額と清算機関に預託された証拠金の額を比較し、証拠金の額のほうが大きい場合は、その発生原因にかかわらず委託者先物取引差金（損）充当控除額を用いて調整することとしたものである。これにより、委託者先物取引差金（損）充当控除額の算式も上記のように単純な算式となった。

2. 委託者未収金充当控除額

①計算式

委託者未収金充当控除額（零より小さい場合に限る。）＝〔証拠金合計額＋（値洗損益金通算額－無担保値洗損金通算額－委託者仮払金）＋未払委託者先物取引差金－未収委託者先物取引差金＋（委託者未収金－無担保委託者未収金）〕－（商品取引清算機関等に対して預託された証拠金の額＋委託者先物取引差金（損）充当控除額）（〔 〕内が零未満となる時は零とする。）

②解説

委託者先物取引差金（損）充当控除額と同様に委託者未収金に相当する取引証拠金を清算機関に預託していることにより立替となっている場合のみならず、取引員が清算機関から返戻を受ける前に委託者に支払った証拠金の返還額や当日の差引損益金に含まれる委託手数料もこの項目に含めることとした。

以上

平成 17 年 8 月 16 日

会 員 各 位

日本商品先物振興協会

法定帳簿に関する Q&A

1. 1 日のうちに無担保委託者先物取引差金が発生し、翌営業日に値洗いが回復した場合の取り扱い

Q. 価格変動の激しい商品を取り扱っている場合、新規に約定した日に無担保委託者先物取引差金(損)が発生し、その翌営業日に値洗いが大幅に回復するということがある。その場合、翌営業日の保全台帳においては、無担保委託者先物取引差金(損)又は無担保委託者未収金が発生していないにもかかわらず、委託者に係る負債よりも委託者に係る資産が大きくなる。このため、保全台帳上の合計値を用いて分離保管等調書を作成すると、保全台帳上の保全対象財産より分離保管等調書上の保全対象財産が少なくなってしまう。どちらの金額を保全対象財産とすればよいか。

(別添資料「参考 1 及び 2」中の委託者 A, B, C を参照のこと)

A. 質問の場合、委託者に係る負債よりも委託者に係る資産が多くなるため、委託者に係る負債から委託者に係る資産を控除した額がマイナスになる。委託者に係る負債から委託者に係る資産を控除した額がマイナスになる典型例としては、委託者先物取引差金(損)及び委託者未収金に無担保部分が生じている場合があり、これらは無担保部分をそれぞれの額から控除することによる調整を行うため、委託者に係る負債から委託者に係る資産を控除した額がマイナスになることはない。質問の事例においても何らかの調整を行うことにより、委託者に係る負債から委託者に係る資産を控除した額がマイナスになり、他の委託者の資産に食い込むことがないようにする必要がある。

そこでこれを保全対象財産の計算要素から除くにあたり、保全台帳上の記載項目に適当な項目がないため、無担保委託者未収金及び無担保委託者先物取引差金(損)を用いて調整を行うこととする。無担保委託者未収金及び無担保委託者先物取引差金(損)の定義を次のように変更することにより、上記のような事例における委託者に係る負債を超える委託者に係る資産を捕捉することが可能となる。ただし、無担保委託者未収金及び無担保委託者先物取引差金(損)を調整項目としているため、委託者未収金が発生していないにもかかわらず、無担保委託者未収金が発生するという矛盾が生じてしまう。

これにより、保全台帳の合計欄の数値を用いた分離保管等調書において各項目の加減算により、保全台帳上の額と一致する保全対象財産を計算することができる。

なお、この調整は保全対象財産を正確に算出するためのものであり、純資産額に関する調書及び月計残高試算表において注記が求められている「無担保委託者未収金」および「無担保委託者先物取引差金(借方)」には、委託者総合管理表における無担保額を用いることに留意する必要がある。

値洗益の仮払い特約を締結していない商品取引員にあっては、無担保値洗損金通算額は以下のような算式となる。

$$\text{無担保値洗損金通算額(零より小さい場合に限り)} = \{ \text{証拠金合計額} + \text{未払委託者先物取引差金} - \text{未収委託者先物取引差金} + (\text{委託者未収金} - \text{無担保委託者未収金}) \} + \text{値洗損金通算額}$$

値洗益の仮払い特約を締結している商品取引員の算式は次項「委託者仮払金がある場合の保全台帳の取り扱い」の末尾を参照のこと。

2. 委託者仮払金がある場合の保全台帳の取り扱い

Q. 当社は取引所の会員である委託者との間で受託契約準則第 34 条第 2 項に基づく特約を結んでいる。当該特約に基づき値洗益の仮払いをしたが、その後相場が大幅に変動し、値洗益から値洗損となったが、委託者が委託者仮払金の精算を行わなかったことにより、委託者別資産管理・保全台帳上の当該委託者の委託者に係る負債から委託者に係る資産を控除した額がマイナスとなった。このため全委託者の合計欄では、他の委託者に係る負債から委託者に係る資産を控除した額と相殺され、分離保管等調書上の保全対象財産が保全台帳上の保全対象財産と一致しないこととなったがどのように取り扱えばよいか。

(別添資料「参考 1 及び 2」中の委託者 D を参照のこと)

A. 値洗益金は未確定の利益であるため、本来は委託者に支払うことはできないが、取引所の会員である委託者に限り、特約をもって仮払いすることが認められている。ただし、その場合も通常一定の担保率を維持することが求められており、これを維持することができない場合は不足額を預託する必要がある。ご質問のケースは、担保率があらかじめ取り決めた率を下回っていると思われ、本来はそうならないように委託者への与信管理を行うべきであるが、価格変動の大きな市場によっては、質問のような事態が生じないとは言いつれない。委託者仮払金のうち、委託者に係る負債を超えた部分は、商品取引員の委託者に対する債権である。従ってその金額は委託者に係る保全対象財産の算定から除くための調整を行う必要がある。

委託者との間で値洗益の仮払いを行う旨の契約を行っている商品取引員にあっては、保全台帳上の無担保委託者先物取引差金(損)の定義を次のように変更することにより、

質問の事例における委託者に係る負債を超える委託者に係る資産を無担保値洗損金通算額に含め、保全対象財産の計算から排除する。保全対象財産の計算要素から除くにあたり、現在使用できる控除項目は無担保委託者未収金及び無担保委託者先物取引差金（損）しかないため、これらのうち、未確定の損失に係る控除項目である無担保委託者先物取引差金（損）を用いて調整を行うこととする。この調整を行うことにより、保全台帳上の保全対象財産と分離保管等調書上の保全対象財産は一致する。

ただし、この調整は保全対象財産を正確に算出するためのものであるため、純資産額に関する調書及び月計残高試算表において注記が求められている「無担保委託者先物取引差金（借方）」には、委託者総合管理表における無担保値洗損金通算額を用いることに留意する必要がある。

無担保値洗損金通算額（零より小さい場合に限る。）＝〔証拠金合計額＋未払委託者先物取引差金－未収委託者先物取引差金－委託者仮払金＋（委託者未収金－無担保委託者未収金）〕＋値洗損益金通算額

無担保委託者未収金（零より小さい場合に限る。）＝（証拠金合計額＋未払委託者先物取引差金－未収委託者先物取引差金）＋委託者未収金

なお、無担保委託者未収金の算定に当たっては値洗益金通算額を担保として用いることはできない（商品取引所法施行規則第38条第1項第1号）。

以上

日計り商いに係る証拠金の取り扱いについて(Q & A)

Q. 5月10日に委託者から証拠金10万円の入金を受け、同日に委託者はコーン1枚の『日計り商い』を行い、残玉ゼロ、差引損益3万円となりました。その後、委託者から同日中に証拠金10万円を返還するよう請求を受けました。また、差引損益3万円は翌営業日に返還するよう請求を受けました。

この場合、当該委託者の残玉ゼロであることから、当該委託者に係る清算機構への証拠金の申告額もゼロとなります。従いまして、受託会員は当該委託者の返還請求に基づき同日証拠金10万円を返還してもよいでしょうか。また、差引損益3万円は翌営業日に清算機構から交付を受けた後、委託者に返還してもよいでしょうか。

加えて、分離保管上において留意すべき事項がありましたらご教示下さい。

A. 新取引証拠金制度に関し、商品取引所法第179条において「清算機関は、商品市場における取引について、受託会員を通じて、委託者又は取次委託者等から取引証拠金の預託を受けなければならない旨、また差換預託の場合も、委託者又は取次委託者等から委託証拠金又は取次証拠金の預託を受けた受託会員は清算機関に取引証拠金を預託しなければならない旨」が規定されています。

したがって、証拠金は、取引証拠金であるか委託証拠金等であるかにかかわらず、清算機構に預託するのが筋であるところ、『当該日計り商い』により未決済建玉が存在しないために取引証拠金又は委託証拠金等を清算機構に預託することなく委託者又は取次委託者等に返還することは例外的な取扱いであることに留意して頂きたい。

なお、『当該日計り商い』により当日において発生した確定損益金（差引損益金）の清算機構との間の受払いについては、以下の通り。

(1) 確定益（差引益金）が発生した場合

受託会員は、実際に差し入れ又は預託を受けた証拠金の額だけでなく、（清算機構から払い出しを受けていない）益を会員等が立て替えて委託者に当日中に返還することは妥当ではないことから、差引益金の返還は（当日中ではなく）清算機構から交付を受ける翌日以降に行うことが妥当である。

(2) 確定損（差引損金）が発生した場合

受託会員は、実際に差し入れ又は預託を受けた証拠金の額から損金を控除した額を当日中に委託者に返還することとし、差引損金については翌日に清算機構に支払う。

また、「当該日計り商い」により生じた、翌日清算機関から受け取る未収委託者先物取引差金は同額の預り証拠金が計上されていること（差引益金の交付は翌日以降であるため。）により委託者に係る負債と委託者に係る資産が同額計上されることになり、保全対象財産とはなりません。翌日清算機関に支払う未払委託者先物取引差金は委託者に係る負債ですので保全対象財産となります。いずれの場合も預り証拠金を返還しても委託者に係る資産及び負債がある以上委託者資産の保全状況について「委託者別資産管理・保全台帳」に記載する必要がありますので留意してください。

平成 17 年 4 月 28 日

会 員 各 位

日本商品先物振興協会

日計り商いに係る証拠金の取り扱いについて

標記のことについて、取引所から別紙のとおり回答がありましたので、ご通知いたします。